

官報

号外 平成十三年六月二十九日

○第百五十一回 衆議院會議録 第四十四号(一)

平成十三年六月二十九日(金曜日)

議事日程 第二十八号

平成十三年六月二十九日

午後一時開議

第一 漁船法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

請願

(環境委員会)

一 自然環境権の確立に関する請願(奥野誠亮君紹介)(第二〇七二号)

○今日の会議に付した案件

日程第一 漁船法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

請願日程 自然環境権の確立に関する請願
法務局、更生保護官署及び入国管理官署の増員に関する請願外四百九十五請願

国家基本政策委員会及び懲罰委員会を除く内閣委員会外十四常任委員会並びに災害対策特別委員会外四特別委員会において、各委員会から申出のあった案件について閉会中審査するの件(議長発議)

議院運営委員会から申出の、各委員会において議案等を閉会中審査するの件(議長発議)

午後一時三分開議

○議長(綿貫民輔君) これより会議を開きます。

日程第一 漁船法の一部を改正する法律案

(内閣提出、参議院送付)

○議長(綿貫民輔君) 日程第一、漁船法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長堀込征雄君。

漁船法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号(一)末尾に掲載)

(堀込征雄君登壇)

○堀込征雄君 ただいま議題となりました漁船法の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、漁業者の負担を軽減し、規制緩和に資する等のため、建造等の許可の対象となる漁船の区分を見直すとともに、漁船建造の認定の事務を指定認定機関に行わせる等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る六月八日参議院から送付され、十九日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、二十六日武部農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、二十七日質疑

を行い、直ちに採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○小此木八郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

請願日程一件とともに、本日委員会の審査を終了した法務局、更生保護官署及び入国管理官署の増員に関する請願外四百九十五請願を追加して一括議題とし、その審議を進められることを望みます。

(追加請願の件名は本号(一)末尾に掲載)

○議長(綿貫民輔君) 小此木八郎君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

請願日程 自然環境権の確立に関する請願

法務局、更生保護官署及び入国管理官署の増員に関する請願外四百九十五請願

○議長(綿貫民輔君) 自然環境権の確立に関する請願外四百九十六請願を一括して議題といたします。

(報告書は会議録追録に掲載)

○議長(綿貫民輔君) 各請願は委員長長の報告を省略して採択するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決まりました。

委員会の閉会中審査に関する件

○議長(綿貫民輔君) お諮りいたします。

国家基本政策委員会及び懲罰委員会を除く内閣委員会外十四常任委員会並びに災害対策特別委員会外四特別委員会から、閉会中審査をいたしたいとの申し出があります。

(閉会中審査案件は本号(一)末尾に掲載)

○議長(綿貫民輔君) 各委員会から申し出のあった案件中、まず、外務委員会から申し出の千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国の譲許表)の修正及び訂正に関する二十年十一月二十七日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件、財務金融委員会から申し出の銀行法等の一部を改正する法律案は、各委員会において閉会中審査をするに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、そのとおり決まりました。

次に、厚生労働委員会から申し出の予防接種法の一部を改正する法律案は、同委員会において閉会中審査をするに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、そのとおり決まりました。

次に、ただいま閉会中審査をすることに決まりました案件を除く他の案件について、各委員会において申し出のとおり閉会中審査をするに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決まりました。

○議長(綿貫民輔君) お諮りいたします。

いまだ委員会に付託されていない議案等につきまして、議院運営委員会から、それぞれ所管の各委員会において閉会中審査をされたいとの申し出があります。

(議院運営委員会申出の各委員会閉会中審査議案等は本号(一)末尾に掲載)

○議長(綿貫民輔君) 議院運営委員会の申し出のとおり、それぞれ各委員会において閉会中審査をするに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決まりました。

○議長(綿貫民輔君) 諸君、第五百十一回国会は、本日をもって終了いたします。

今国会は、去る一月三十一日に召集されて以来、各般にわたる国政の重要問題について、終始、熱心な審議が重ねられました。諸君の御労苦に対し、深く敬意を表します。

また、議長、副議長に寄せられました御協力に対し、衷心より感謝申し上げます。

諸君におかれましては、健康に留意され、一層御活躍あらんことを願ってやみません。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) これにて散会いたします。

午後一時九分散会

出席國務大臣

農林水産大臣 武部 勤君

議院運営委員会申出の各委員会閉会中審査議案等

少子化社会対策基本法案(中山太郎君外八名提出)

道路交通法の一部を改正する法律案(長妻昭君外一名提出)

道路交通法の一部を改正する法律案(西村眞悟君提出)

防衛省設置法案(野田毅君提出)

個人情報保護に関する法律案(内閣提出)

国家公務員法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(石井紘基君外六名提出)

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案(石井紘基君外六名提出)

特殊法人の役員等の報酬等の規制に関する法律案(石井紘基君外六名提出)

日本放送協会平成十一年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

民法の一部を改正する法律案(枝野幸男君外七名提出)

商法及び株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外四名提出)

商法及び株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外四名提出)

商法及び株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外四名提出)

外四名提出)

民法の一部を改正する法律案(漆原良夫君外二名提出)

証券取引委員会設置法案(海江田万里君外十名提出)

日本銀行法の一部を改正する法律案(石井紘基君外六名提出)

以上二件 財務金融委員会

芸術文化振興基本法案(斎藤鉄夫君外一名提出)

医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法の一部を改正する法律案(中川智子君外八名提出)

ホームレスの自立の支援等に関する臨時措置法案(鍵田節哉君外九名提出)

医療法の一部を改正する法律案(今野東君外十二名提出)

以上三件 厚生労働委員会

農業経営再建特別措置法案(小平忠正君外二名提出)

公共事業基本法案(前原誠司君外一名提出)

公共事業関係費の量的削減に関する臨時措置法案(前原誠司君外一名提出)

公共事業一括交付金法案(前原誠司君外一名提出)

ダム事業の抜本的な見直し及び治水のための森林の整備の推進等のための緊急措置法案(前原誠司君外一名提出)

以上四件 国土交通委員会

平成十二年度一般会計公共事業等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)

平成十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求めるの件)

平成十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二)(承諾を求めるの件)

省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求めるの件)

平成十二年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その一)(承諾を求めるの件)

平成十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二)(承諾を求めるの件)

平成十二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二)(承諾を求めるの件)

平成十二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二)(承諾を求めるの件)

平成十二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二)(承諾を求めるの件)

平成十二年度一般会計歳入歳出決算、平成十一年度特別会計歳入歳出決算、平成十一年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十一年度政府関係機関決算書

平成十一年度国庫増減及び現在額総計算書

平成十一年度国庫無償貸付状況総計算書

以上十件 決算行政監視委員会

国会法の一部を改正する法律案(前原誠司君外一名提出)

公職選挙法の一部を改正する法律案(中野寛成君外十五名提出)

衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案(鹿野道彦君外三名提出)

政治資金規正法等の一部を改正する法律案(鹿野道彦君外三名提出)

公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案(中井治君提出)

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会

以上四件

各委員会閉会中審査申出案件

一、犯罪被害者基本法案(細川律夫君外四名提出、衆法第八号)

二、内閣の重要政策に関する件 三、栄典及び公式制度に関する件 四、男女共同参画社会の形成の促進に関する件 五、国民生活の安定及び向上に関する件 六、警察に関する件 総務委員会 一、地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律案(内閣提出第六五号) 二、地方自治法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六四号) 三、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律案(内閣提出第七四号) 四、行政機構及びその運営に関する件 五、公務員の制度及び給与並びに恩給に関する件 六、地方自治及び地方税財政に関する件 七、情報通信及び電波に関する件 八、郵政事業に関する件 九、消防に関する件 法務委員会 一、裁判所の司法行政に関する件 二、法務行政及び檢察行政に関する件 三、国内治安に関する件 四、人権擁護に関する件 外務委員会 一、千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の議許表第三十八表(日本国の議許表の修正及び訂正に関する二十年十一月二十七日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件(条約第四号)) 二、投資の促進及び保護に関する日本国とモリゴル国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第五号) 三、投資の促進及び保護に関する日本国とパ	キスタン・イスラム共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第六号) 四、国際情勢に関する件 財務金融委員会 一、銀行法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号) 二、財政に関する件 三、税制に関する件 四、関税に関する件 五、外国為替に関する件 六、国有財産に関する件 七、たばこ事業及び塩事業に関する件 八、印刷事業に関する件 九、造幣事業に関する件 一〇、金融に関する件 一一、証券取引に関する件 文部科学委員会 一、文部科学行政の基本施策に関する件 二、生涯学習に関する件 三、学校教育に関する件 四、科学技術及び学術の振興に関する件 五、科学技術の研究開発に関する件 六、文化、スポーツ振興及び青少年に関する件 厚生労働委員会 一、予防接種法の一部を改正する法律案(内閣提出第三五号) 二、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三六号) 三、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案(山花郁夫君外五名提出、衆法第四一五号) 四、児童福祉法の一部を改正する法律案(金	田誠一君外五名提出、衆法第四二五号) 五、建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律案(熊代昭彦君外四名提出、衆法第一七五号) 六、厚生労働関係の基本施策に関する件 七、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件 八、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件 農林水産委員会 一、農林水産関係の基本施策に関する件 二、食料の安定供給に関する件 三、農林水産業の発展に関する件 四、農林漁業者の福祉に関する件 五、農山漁村の振興に関する件 経済産業委員会 一、経済産業の基本施策に関する件 二、資源エネルギー及び原子力安全・保安に関する件 三、特許に関する件 四、中小企業に関する件 五、私的独占の禁止及び公正取引に関する件 六、鉱業と一般公益との調整等に関する件 国土交通委員会 一、国土交通行政の基本施策に関する件 二、国土計画、土地及び水資源に関する件 三、都市計画、建築及び地域整備に関する件 四、河川、道路、港湾及び住宅に関する件 五、陸運、海運、航空及び観光に関する件 六、北海道開発に関する件 七、気象及び海上保安に関する件 環境委員会 一、環境保全の基本施策に関する件 二、循環型社会の形成に関する件 三、公害の防止に関する件 四、自然環境の保護及び整備に関する件	五、快適環境の創造に関する件 六、公害健康被害救済に関する件 七、公害紛争の処理に関する件 安全保障委員会 一、国の安全保障に関する件 予算委員会 一、予算の実施状況に関する件 決算行政監視委員会 一、平成十年度一般会計歳入歳出決算 平成十年度特別会計歳入歳出決算 平成十年度国税収納金整理資金受払計算書 二、平成十年度国有財産増減及び現在額総計算書 三、平成十年度国有財産無償貸付状況総計算書 四、歳入歳出の実況に関する件 五、国有財産の増減及び現況に関する件 六、政府関係機関の経理に関する件 七、国が資本金を出資している法人の会計に関する件 八、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件 九、行政監視に関する件 議院運営委員会 一、国立国会図書館法の一部を改正する法律案(鳩山由紀夫君外五名提出、第五百十回国会衆法第一八号) 二、国会法等改正に関する件 三、議長よりの諮問事項 四、その他議院運営委員会の所管に属する事項
---	---	--	--

八	腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(相沢英之君紹介)(第九三三三号)	四二	同(中村正三郎君紹介)(第九六七七号)	七八	同(岸本光造君紹介)(第一〇四二二号)	一一四	同(志位和夫君紹介)(第一〇九号)
九	同(赤城徳彦君紹介)(第九三三四号)	四三	同(永井英慈君紹介)(第九六八八号)	七九	同(久保哲司君紹介)(第一〇四三三三)	一一五	同(島聡君紹介)(第一一一〇号)
一〇	同(赤羽一嘉君紹介)(第九三三五号)	四四	同(根本匠君紹介)(第九六九号)	八〇	同(小池百合子君紹介)(第一〇四四四)	一一六	同(達増拓也君紹介)(第一一一一)
一一	同(浅野勝人君紹介)(第九三三六号)	四五	同(野中広務君紹介)(第九七〇号)	八一	同(小西哲君紹介)(第一〇四五五)	一一七	同(津島雄二君紹介)(第一一二二)
一二	同(伊藤宗一郎君紹介)(第九三七七号)	四六	同(林省之介君紹介)(第九七一七号)	八二	同(今野東君紹介)(第一〇四六六)	一一八	同(西村眞悟君紹介)(第一一二三)
一三	同(衛藤征士郎君紹介)(第九三八八号)	四七	同(樋高剛君紹介)(第九七二二号)	八三	同(左藤章君紹介)(第一〇四七七)	一一九	同(野田聖子君紹介)(第一一二四)
一四	同(大原一三君紹介)(第九三九三九号)	四八	同(平井卓也君紹介)(第九七三三三)	八四	同(佐藤静雄君紹介)(第一〇四八八)	一二〇	同(萩野浩基君紹介)(第一一二五)
一五	同(岡田克也君紹介)(第九四〇〇号)	四九	同(福島豊君紹介)(第九七四四)	八五	同(佐藤敬夫君紹介)(第一〇四九九)	一二一	同(原口一博君紹介)(第一一二六)
一六	同(金子恭之君紹介)(第九四一〇号)	五〇	同(古川元久君紹介)(第九七五五)	八六	同(坂本剛三君紹介)(第一〇五〇〇)	一二二	同(春名眞章君紹介)(第一一二七)
一七	同(川内博史君紹介)(第九四二二号)	五一	同(保利耕輔君紹介)(第九七六六)	八七	同(田村憲久君紹介)(第一〇五一〇)	一二三	同(日野市朗君紹介)(第一一二八)
一八	同(川端達夫君紹介)(第九四三三)	五二	同(細川律夫君紹介)(第九七七七)	八八	同(棚橋泰文君紹介)(第一〇五二二)	一二四	同(平岡秀夫君紹介)(第一一九九)
一九	同(木村太郎君紹介)(第九四四四)	五三	同(細田博之君紹介)(第九七八八)	八九	同(近岡理一郎君紹介)(第一〇五三三)	一二五	同(藤井孝男君紹介)(第一二〇〇)
二〇	同(岸田文雄君紹介)(第九四五五)	五四	同(牧野聖修君紹介)(第九七九〇)	九〇	同(土屋品子君紹介)(第一〇五四四)	一二六	同(藤木洋子君紹介)(第一二〇一)
二一	同(久間章生君紹介)(第九四六六)	五五	同(増原義剛君紹介)(第九八〇一)	九一	同(徳田虎雄君紹介)(第一〇五五五)	一二七	同(堀之内久男君紹介)(第一二二三)
二二	同(釘宮馨君紹介)(第九四七七)	五六	同(松浪健四郎君紹介)(第九八一二)	九二	同(中川正春君紹介)(第一〇五五七)	一二八	同(松島みどり君紹介)(第一二二四)
二三	同(玄葉光一郎君紹介)(第九四八八)	五七	同(松本善明君紹介)(第九八二三)	九三	同(中田宏君紹介)(第一〇五八八)	一二九	同(松宮勲君紹介)(第一二二五)
二四	同(小坂憲次君紹介)(第九四九九)	五八	同(松本龍君紹介)(第九八四四)	九四	同(原田昇左右君紹介)(第一〇五九九)	一三〇	同(村田吉隆君紹介)(第一二二六)
二五	同(児玉健次君紹介)(第九五〇〇)	五九	同(三塚博君紹介)(第九八五五)	九五	同(細川律夫君紹介)(第一〇六〇〇)	一三一	同(持永和見君紹介)(第一二二七)
二六	同(今田保典君紹介)(第九五一〇)	六〇	同(宮澤洋一君紹介)(第九八六六)	九六	同(前原誠司君紹介)(第一〇六一一)	一三二	同(森山眞弓君紹介)(第一二二八)
二七	同(近藤基彦君紹介)(第九五二二)	六一	同(武藤嘉文君紹介)(第九八七七)	九七	同(三井雄雄君紹介)(第一〇六二二)	一三三	同(八代英太君紹介)(第一二二九)
二八	同(杉山憲夫君紹介)(第九五三三)	六二	同(村井仁君紹介)(第九八八八)	九八	同(御法川英文君紹介)(第一〇六三三)	一三四	同(山崎拓君紹介)(第一二三〇)
二九	同(鈴木康友君紹介)(第九五四四)	六三	同(望月義夫君紹介)(第九八九九)	九九	同(水島広子君紹介)(第一〇六四四)	一三五	同(吉井英勝君紹介)(第一二三一)
三〇	同(瀬古由起子君紹介)(第九五五五)	六四	同(森田一君紹介)(第九九〇〇)	一〇〇	同(宮腰光寛君紹介)(第一〇六五五)	一三六	同(甘利明君紹介)(第一二四六)
三一	同(園田博之君紹介)(第九五六六)	六五	同(保岡興治君紹介)(第九九一一)	一〇一	同(山口俊一君紹介)(第一〇六六六)	一三七	同(遠藤和良君紹介)(第一二四七)
三二	同(田中和徳君紹介)(第九五七七)	六六	同(山本公一君紹介)(第九九二二)	一〇二	同(山井和則君紹介)(第一〇六七七)	一三八	同(大島章宏君紹介)(第一二四八)
三三	同(高木毅君紹介)(第九五八八)	六七	同(山本幸三君紹介)(第九九三三)	一〇三	同(山元勉君紹介)(第一〇六八八)	一三九	同(木村義雄君紹介)(第一二四九)
三四	同(高木義明君紹介)(第九五九九)	六八	同(横光克彦君紹介)(第九九四四)	一〇四	同(稲葉大和君紹介)(第一〇六九九)	一四〇	同(黄川田徹君紹介)(第一二五〇)
三五	同(橋本太郎君紹介)(第九六〇〇)	六九	同(吉野正芳君紹介)(第九九五五)	一〇五	同(大森猛君紹介)(第一〇七〇〇)	一四一	同(谷垣禎一君紹介)(第一二五一)
三六	同(谷畑孝君紹介)(第九六一一)	七〇	同(安住淳君紹介)(第一〇三三五)	一〇六	同(金田誠一君紹介)(第一〇七一一)	一四二	同(谷本龍哉君紹介)(第一二五二)
三七	同(土肥隆一君紹介)(第九六一二)	七一	同(遠藤武彦君紹介)(第一〇三三六)	一〇七	同(上川陽子君紹介)(第一〇七二三)	一四三	同(江田康幸君紹介)(第一二五三)
三八	同(中井治君紹介)(第九六三三)	七二	同(尾身幸次君紹介)(第一〇三七七)	一〇八	同(木島日出夫君紹介)(第一〇七四四)	一四四	同(加藤紘一君紹介)(第一二五六)
三九	同(中川秀直君紹介)(第九六四四)	七三	同(鹿野道彦君紹介)(第一〇三八八)	一〇九	同(熊谷弘君紹介)(第一〇七五五)	一四五	同(北村誠吾君紹介)(第一二五七)
四〇	同(中谷元君紹介)(第九六五五)	七四	同(鎌田節哉君紹介)(第一〇三九九)	一一〇	同(熊代昭彦君紹介)(第一〇七六六)	一四六	同(古賀正浩君紹介)(第一二五八)
四一	同(中林よし子君紹介)(第九六六六)	七五	同(鎌田さゆり君紹介)(第一〇四〇〇)	一一一	同(穀田恵一君紹介)(第一〇七七七)	一四七	同(齊藤鉄夫君紹介)(第一二五九)
四二	同(中林よし子君紹介)(第九六六六)	七六	同(川田悦子君紹介)(第一〇四一一)	一一二	同(佐藤剛男君紹介)(第一〇七八八)	一四八	同(高橋嘉信君紹介)(第一二六〇)
四三	同(中林よし子君紹介)(第九六六六)	七七	同(川田悦子君紹介)(第一〇四一一)	一一三	同(佐藤剛男君紹介)(第一〇七八八)	一四九	同(高橋嘉信君紹介)(第一二六〇)

一五〇	同(古屋圭司君紹介)(第一八二一號)	一八六	同(白井日出男君紹介)(第一六〇七號)	二二三	同(茂木敏充君紹介)(第二五四八號)	二四五	同(吉川貴盛君紹介)(第二六八七號)
一五一	同(吉川貴盛君紹介)(第一八二二號)	一八七	同(七条明君紹介)(第一六九六號)	二二四	同(保岡興治君紹介)(第二五四九號)	二四六	同(岩屋毅君紹介)(第二七九五號)
一五二	同(吉田幸弘君紹介)(第一八二三號)	一八八	小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(岩屋毅君紹介)(第一八五八號)	二二五	がん治療薬、特に肝がん再発予防薬の早期認可に関する請願(鍵田節哉君紹介)(第二五九七號)	二四七	同(熊代昭彦君紹介)(第二七九六號)
一五三	同(大島令子君紹介)(第二二〇〇號)					二四八	同(佐田玄一郎君紹介)(第二七七七號)
一五四	同(菅野哲雄君紹介)(第二二〇一號)					二四九	同(坂井隆憲君紹介)(第二七九八號)
一五五	同(小林守君紹介)(第二二〇二號)	一八九	同(石井啓一君紹介)(第一九八八號)	二二六	同(青山三三君紹介)(第二七九三號)	二五〇	同(塩崎恭久君紹介)(第二七九九號)
一五六	同(高市早苗君紹介)(第二二〇三號)	一九〇	腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(金子一義君紹介)(第二〇八九號)	二二七	同(谷畑孝君紹介)(第二七九四號)	二五一	同(橋本龍太郎君紹介)(第二八〇〇號)
一五七	同(菅野哲雄君紹介)(第二二二三號)	一九一	同(佐藤観樹君紹介)(第二一四九號)	二二八	精神障害者保健福祉手帳のサービス拡大に関する請願(伊藤公介君紹介)(第二五九八號)	二五二	同(林省之介君紹介)(第二八〇一號)
一五八	同(佐々木秀典君紹介)(第二二二四號)	一九二	同(岩屋毅君紹介)(第二二七一號)			二五三	同(原田昇左右君紹介)(第二八〇二號)
一九九	同(武山百合子君紹介)(第二二二五號)	一九三	小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(松原仁君紹介)(第二二六九號)	二二九	同(尾身幸次君紹介)(第二五九九號)	二五四	同(藤井孝男君紹介)(第二八〇三號)
一六〇	同(浜田靖一君紹介)(第二二二六號)			二三〇	同(奥谷通君紹介)(第二六〇〇號)	二五五	同(松宮勲君紹介)(第二八〇四號)
一六一	同(林義郎君紹介)(第二二二七號)			二三一	同(金田英行君紹介)(第二六〇一號)	二五六	同(宮腰光寛君紹介)(第二八〇五號)
一六二	同(御法川英文君紹介)(第二二二八號)	一九四	がん治療薬、特に肝がん再発予防薬の早期認可に関する請願(小池百合子君紹介)(第二五二九號)	二三二	同(亀井静香君紹介)(第二六〇二號)	二五七	腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(中野寛成君紹介)(第二五九九號)
一六三	同(倉田雅年君紹介)(第二二二七號)			二三三	同(古賀誠君紹介)(第二六〇三號)	二五八	がん治療薬、特に肝がん再発予防薬の早期認可に関する請願(赤羽一嘉君紹介)(第二八七〇號)
一六四	同(佐々木秀典君紹介)(第二二二八號)	一九五	同(中山太郎君紹介)(第二五三〇號)	二三四	同(高村正彦君紹介)(第二六〇四號)	二五九	同(小沢和秋君紹介)(第二九六〇號)
一六五	同(重野安正君紹介)(第二二二九號)	一九六	同(福島豊君紹介)(第二五三一號)	二三五	同(佐藤静雄君紹介)(第二六〇五號)	二六〇	同(木島日出夫君紹介)(第二九六一號)
一六六	同(武山百合子君紹介)(第二二三〇號)	一九七	精神障害者保健福祉手帳のサービス拡大に関する請願(池田行彦君紹介)(第二五三三號)	二三六	同(津島雄二君紹介)(第二六〇六號)	二六一	同(土井たか子君紹介)(第二九六二號)
一六七	同(森英介君紹介)(第二二三一号)			二三七	同(中谷元君紹介)(第二六〇七號)	二六二	精神障害者保健福祉手帳のサービス拡大に関する請願(川崎二郎君紹介)(第二八七一號)
一六八	同(江藤隆美君紹介)(第二二四五號)			二三八	同(中本太衛君紹介)(第二六〇八號)		
一六九	同(佐々木秀典君紹介)(第二二四六號)	一九八	同(白井日出男君紹介)(第二五三三號)	二三九	同(萩野浩基君紹介)(第二六〇九號)		
一七〇	同(武山百合子君紹介)(第二二四七號)	一九九	同(奥山茂彦君紹介)(第二五三四號)	二四〇	同(松岡利勝君紹介)(第二六一〇號)		
一七一	同(中西績介君紹介)(第二二四八號)	二〇〇	同(河村建夫君紹介)(第二五三五號)	二四一	同(三ッ林隆志君紹介)(第二六一一號)	二六三	同(虎島和夫君紹介)(第二八七二號)
一七二	同(宮下創平君紹介)(第二二四九號)	二〇一	同(岸本光造君紹介)(第二五三六號)	二四二	同(横内正明君紹介)(第二六一三號)	二六四	同(中川秀直君紹介)(第二八七三號)
一七三	同(五島正規君紹介)(第二二七八號)	二〇二	同(河野洋平君紹介)(第二五三七號)	二四三	同(渡辺具能君紹介)(第二六一四號)	二六五	同(三塚博君紹介)(第二八七四號)
一七四	同(仙谷由人君紹介)(第二二七九號)	二〇三	同(鈴木恒夫君紹介)(第二五三八號)	二四四	同(伊吹文明君紹介)(第二六七七號)	二六六	同(阪上善秀君紹介)(第二九一二號)
一七五	同(松崎公昭君紹介)(第二二三九號)	二〇四	同(虎島和夫君紹介)(第二五三九號)	二四五	同(今村雅弘君紹介)(第二六七八號)	二六七	同(自見庄三郎君紹介)(第二九一二號)
一七六	同(岩永肇一君紹介)(第二三六三號)	二〇五	同(中山太郎君紹介)(第二五四〇號)	二四六	同(衛藤征士郎君紹介)(第二六七九號)	二六八	同(菅義偉君紹介)(第二九一四號)
一七七	同(渡海紀三朗君紹介)(第二三六四號)	二〇六	同(根本匠君紹介)(第二五四一號)	二四七	同(佐藤剛男君紹介)(第二六八〇號)	二六九	同(谷川和穂君紹介)(第二九一五號)
一七八	同(津川祥吾君紹介)(第二三七八號)	二〇七	同(林義郎君紹介)(第二五四二號)	二四八	同(園田博之君紹介)(第二六八一號)	二七〇	同(中川昭一君紹介)(第二九一六號)
一七九	同(筒井信隆君紹介)(第二三八一號)	二〇八	同(平沼超夫君紹介)(第二五四三號)	二四九	同(田村憲久君紹介)(第二六八二號)	二七一	同(丹羽雄哉君紹介)(第二九一七號)
一八〇	同(枝野幸男君紹介)(第二四三〇號)	二〇九	同(保利耕輔君紹介)(第二五四四號)	二五〇	同(八代英太君紹介)(第二六八三號)	二七二	同(宮下創平君紹介)(第二九一八號)
一八一	同(大島敦君紹介)(第一四三二號)	二一〇	同(細田博之君紹介)(第二五四五號)	二五一	同(谷津義男君紹介)(第二六八四號)	二七三	がん治療薬、特に肝がん再発予防薬の早期認可に関する請願(土井たか子君紹介)(第三〇二七號)
一八二	同(階俊博君紹介)(第一四八一號)	二一一	同(水島広子君紹介)(第二五四六號)	二五二	同(山口俊一君紹介)(第二六八五號)		
一八三	同(青山三三君紹介)(第一五二二號)	二一二	同(持永和見君紹介)(第二五四七號)	二五三	同(山本幸三君紹介)(第二六八六號)		
一八四	同(小沢和秋君紹介)(第一五二二號)			二五四			
一八五	同(佐藤観樹君紹介)(第一五四〇號)						

二七四	精神障害者保健福祉手帳のサービス拡大に関する請願(平沢勝栄君紹介)(第三〇二八号)	二九七	同(塩崎恭久君紹介)(第四〇四五号)	三一	同(松岡利勝君紹介)(第二六二六号)	六七	同(丹羽雄哉君紹介)(第一九二四号)
二七五	同(森喜朗君紹介)(第三〇二九号)	一	精神障害者に対する交通運賃割引制度の適用に関する請願(池田行彦君紹介)(第二五六二号)	三二	同(三ッ林隆志君紹介)(第二六二七号)	六八	同(宮下創平君紹介)(第一九二五号)
二七六	同(河野太郎君紹介)(第三二二九号)	二	同(白井日出男君紹介)(第二五六二二号)	三三	同(山本明彦君紹介)(第二六二八号)	六九	同(平沢勝栄君紹介)(第三〇三〇号)
二七七	同(谷垣禎一君紹介)(第三二四〇号)	三	同(奥山茂彦君紹介)(第二五六三三三三)	三四	同(横内正明君紹介)(第二六二九号)	七〇	同(森喜朗君紹介)(第三〇三二号)
二七八	同(長勢基遠君紹介)(第三二四一四一)	四	同(河村建夫君紹介)(第二五六四四四)	三五	同(渡辺具能君紹介)(第二六三〇号)	七一	同(河野太郎君紹介)(第三二六七号)
二七九	腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(竹下亘君紹介)(第三四九二二二)	五	同(岸本光造君紹介)(第二五六五五五)	三六	同(伊吹文明君紹介)(第二六三八八八)	七二	同(谷垣禎一君紹介)(第三二六八八八)
二八〇	同(佐藤公治君紹介)(第三六〇一〇一)	六	同(河野洋平君紹介)(第二五六六六六)	三七	同(今村雅弘君紹介)(第二六八九九)	七三	同(長勢基遠君紹介)(第三二六九九九)
二八一	精神障害者保健福祉手帳のサービス拡大に関する請願(竹下亘君紹介)(第三五〇三三三)	七	同(鈴木俊一君紹介)(第二五六七七七)	三八	同(佐藤剛男君紹介)(第二六九〇〇)	七四	公共交通機関におけるてんかんを持つ人への運賃割引制度の実現に関する請願(福島豊君紹介)(第三四五九九九)
二八二	同(岩永峯一君紹介)(第三六一二二二)	八	同(鈴木恒夫君紹介)(第二五六八八八)	三九	同(園田博之君紹介)(第二六九二二二)	七五	同(川田悦子君紹介)(第三五七九九九)
二八三	同(木村太郎君紹介)(第三六一三三三)	九	同(虎島和夫君紹介)(第二五六九九九)	四〇	同(田村憲久君紹介)(第二六九三三三)	七六	同(谷畑孝君紹介)(第三五八〇〇〇)
二八四	同(宮澤喜一君紹介)(第三六一四四四)	一〇	同(中山太郎君紹介)(第二五七〇〇〇)	四一	同(八代英太君紹介)(第二六九四四四)	七七	同(中川智子君紹介)(第三五八一一一)
二八五	がん治療薬 特に肝がん再発予防薬の早期認可に関する請願(土井たか子君紹介)(第三六九九九)	一一	同(根本匠君紹介)(第二五七一〇一)	四二	同(谷津義男君紹介)(第二六九五五五)	七八	同(三井雄雄君紹介)(第三五八二二二)
二八六	同(土井たか子君紹介)(第三七九一一一)	一二	同(林義郎君紹介)(第二五七二二二)	四三	同(山本幸三君紹介)(第二六九六六六)	七九	同(宮腰光寛君紹介)(第三五八三三三)
二八七	精神障害者保健福祉手帳のサービス拡大に関する請願(亀井善之君紹介)(第三七九二二二)	一三	同(平沼起夫君紹介)(第二五七三三三)	四四	同(吉川貴盛君紹介)(第二六九八八八)	八〇	同(吉野正芳君紹介)(第三五八四四四)
二八八	同(御法川英文君紹介)(第三七九三三三)	一四	同(保利耕輔君紹介)(第二五七四四四)	四五	同(熊代昭彦君紹介)(第二八〇九九九)	八一	同(上川陽子君紹介)(第三六七〇〇〇)
二八九	同(八代英太君紹介)(第三七九四四四)	一五	同(細田博之君紹介)(第二五七五五五)	四六	同(佐田玄一郎君紹介)(第二八一〇〇〇)	八二	同(佐藤公治君紹介)(第三六七一〇一)
二九〇	腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(鴨下一郎君紹介)(第三九五二二二)	一六	同(水島広子君紹介)(第二五七六六六)	四七	同(坂井隆憲君紹介)(第二八一二二二)	八三	同(橋本泰文君紹介)(第三六七二二二)
二九一	同(西川京子君紹介)(第四〇四九九九)	一七	同(持永和見君紹介)(第二五七七七七)	四八	同(塩崎恭久君紹介)(第二八一三三三)	八四	同(林省之介君紹介)(第三六七三三三)
二九二	同(小野晋也君紹介)(第四一〇一七七)	一八	同(茂木敏充君紹介)(第二五七八八八)	四九	同(坂井隆憲君紹介)(第二八一四四四)	八五	同(三ッ林隆志君紹介)(第三六七四四四)
二九三	精神障害者保健福祉手帳のサービス拡大に関する請願(逢沢一郎君紹介)(第三九六八八八)	一九	同(保岡興治君紹介)(第二五七九九九)	五〇	同(橋本龍太郎君紹介)(第二八一五五五)	八六	同(宮澤洋一君紹介)(第三六七五五五)
二九四	同(加藤敏一君紹介)(第三九六九九九)	二〇	同(伊藤公介君紹介)(第二六一五五五)	五一	同(原田昇左右君紹介)(第二八一六六六)	八七	精神障害者に対する交通運賃割引制度の適用に関する請願(竹下亘君紹介)(第三五六九九九)
二九五	同(桜田義孝君紹介)(第三九七〇〇〇)	二一	同(尾身幸次君紹介)(第二六一六六六)	五二	同(藤井孝男君紹介)(第二八一七七七)	八八	同(岩永峯一君紹介)(第三六六一一一)
二九六	小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(逢沢一郎君紹介)(第三九六八八八)	二二	同(奥谷通君紹介)(第二六一七七七)	五三	同(松宮勲君紹介)(第二八一八八八)	八九	同(木村太郎君紹介)(第三六六二二二)
		二三	同(金田英行君紹介)(第二六一八八八)	五四	同(宮腰光寛君紹介)(第二八一九九九)	九〇	同(宮澤喜一君紹介)(第三六六三三三)
		二四	同(亀井静香君紹介)(第二六一九九九)	五五	同(川崎二郎君紹介)(第二八二〇〇〇)	九一	公共交通機関におけるてんかんを持つ人への運賃割引制度の実現に関する請願(鍵田節哉君紹介)(第三七四〇〇〇)
		二五	同(古賀誠君紹介)(第二六二〇〇〇)	五六	同(川崎二郎君紹介)(第二八二〇〇〇)	九二	同(金田誠一君紹介)(第三七四一一一)
		二六	同(高村正彦君紹介)(第二六二二二二)	五七	同(宮腰光寛君紹介)(第二八二一一一)	九三	同(木村義雄君紹介)(第三七四二二二)
		二七	同(津島雄二君紹介)(第二六二三三三)	五八	同(川崎二郎君紹介)(第二八二二二二)	九四	同(古川元久君紹介)(第三七四三三三)
		二八	同(中谷元君紹介)(第二六二四四四)	五九	同(虎島和夫君紹介)(第二八二三三三)	九五	同(山井和則君紹介)(第三七四四四四)
		二九	同(中本太衛君紹介)(第二六二五五五)	六〇	同(中川秀直君紹介)(第二八二四四四)		
		三〇	同(萩野浩基君紹介)(第二六二六六六)	六一	同(三塚博君紹介)(第二八二五五五)		

- 九七 同青山三三君紹介(第三八七〇号)
九八 同家西哲君紹介(第三八七一〇号)
九九 同田村憲久君紹介(第三八七二〇号)
一〇〇 精神障害者に対する交通運賃割引制度の適用に関する請願(亀井善之君紹介)(第三八五九号)
- 一〇一 同(御法川英文君紹介)(第三八六〇号)
一〇二 同(八代英太君紹介)(第三八六一号)
一〇三 同(逢沢一郎君紹介)(第四〇〇〇号)
一〇四 同(加藤敏一君紹介)(第四〇〇一号)
一〇五 同(松田義孝君紹介)(第四〇〇二号)
一〇六 公共交通機関におけるてんかんを持つ人への運賃割引制度の実現に関する請願(小沢和秋君紹介)(第四〇二二号)
- 一〇七 同(木島日出夫君紹介)(第四〇二二号)
一〇八 同(大島敦君紹介)(第四〇七六号)
一〇九 同(阿部知子君紹介)(第四一三四号)
一一〇 同(奥山茂彦君紹介)(第四一三五号)
一一一 同(水島広子君紹介)(第四一〇三三号)

○議長報告

(法律公布案上及び通知)

- 一、去る二十八日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
刑法の一部を改正する法律
水道法の一部を改正する法律

(通知書受領)

- 一、去る二十七日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
小型船舶の登録等に関する法律
民事訴訟法の一部を改正する法律
消防法の一部を改正する法律
消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部を改正する法律
厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組

合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律

一、去る二十七日、参議院議長から、国会において承諾することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

- 平成十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)
平成十年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)
平成十年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求めるの件)

平成十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)

平成十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)

平成十一年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求めるの件)

平成十一年度一般会計公共事業等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)

一、今二十九日、小泉内閣総理大臣から綿貫議長あて、次の通知書を受領した。

閣議第二一九号
平成十三年六月二十九日

衆議院議長 綿貫 民輔殿
内閣総理大臣 小泉純一郎

私は、平成十三年六月二十九日(金)午後六時四十五分羽田空港発、七月五日(木)午後一時十五分同空港着の予定で、アメリカ合衆国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国及びフランス共和国訪問のため出張しますので、御通知いたします。

(報告書及び文書受領)
一、去る二十八日、内閣から次の報告書及び文書

を受領した。

循環型社会形成推進基本法第十四条第一項の規定に基づく平成十二年度循環型社会の形成の状況に関する年次報告

循環型社会形成推進基本法第十四条第二項の規定に基づく平成十三年度において講じようとする循環型社会の形成に関する施策

一、去る二十六日、内閣から次の報告書を受領した。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくゴラン高原国際平和協力業務実施計画の変更の報告書

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくゴラン高原国際平和協力業務の実施の状況の報告書

ものづくり基盤技術振興基本法第八条の規定に基づく平成十二年度年次報告

一、今二十九日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

土地基本法第十條第一項の規定に基づく平成十二年度土地の動向に関する年次報告

土地基本法第十條第二項の規定に基づく平成十三年度において土地に関して講じようとする基本的な施策についての文書

(理事補欠選任)
一、今二十九日、議院運営委員長において、次のとおり理事の補欠を指名した。

理事 末松 義規君(理事牧野聖修君今二十

九日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財務金融委員

辞任 河村たかし君 補欠 上田 清司君

農林水産委員
上田 清司君 補欠 河村たかし君

高木 毅君 補欠 松野 博一君

西川 京子君 補欠 松島みどり君

浜田 靖一君 補欠 山本 明彦君

城島 正光君 補欠 大島 敦君

山口わか子君 補欠 日森 文尋君

松島みどり君 補欠 西川 京子君

松野 博一君 補欠 高木 毅君

山本 明彦君 補欠 浜田 靖一君

大島 敦君 補欠 城島 正光君

日森 文尋君 補欠 山口わか子君

環境委員
長浜 博行君 補欠 武正 公一君

武正 公一君 補欠 長浜 博行君

一、去る二十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

小島 敏男君 補欠 倉田 雅年君

東門美津子君 補欠 阿部 知子君

倉田 雅年君 補欠 小島 敏男君

阿部 知子君 補欠 東門美津子君

文科科学委員
杉山 憲夫君 補欠 左藤 章君

山内 恵子君 補欠 北川れん子君

左藤 章君 補欠 杉山 憲夫君

北川れん子君 補欠 山内 恵子君

厚生労働委員
水島 広子君 補欠 細野 豪志君

細野 豪志君 補欠 水島 広子君

農林水産委員

辞任

補欠

佐藤謙一郎君
大出 彰君
佐藤謙一郎君

議院運営委員

辞任

補欠

松野 頼久君
末松 義規君
松野 頼久君

一、昨二十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

安全保障委員

辞任

補欠

小林 憲司君
赤嶺 政賢君
加藤 公一君
児玉 健次君
赤嶺 政賢君

決算行政監視委員

辞任

補欠

小西 哲君
穀田 恵二君
山口わか子君
竹下 巨君
中林よし子君
東門美津子君
山口わか子君

一、今二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

小西 哲君
宮澤 喜一君
菱田 嘉明君
平井 卓也君
宮澤 喜一君

法務委員

辞任

補欠

鈴木 恒夫君
上田 勇君
赤羽 一嘉君

不破 哲三君

小此木八郎君

瀬古由起子君
鈴木 恒夫君
上田 勇君

赤羽 一嘉君
瀬古由起子君

財務金融委員

辞任

補欠

中塚 一宏君
藤島 正之君
中塚 一宏君

農林水産委員

辞任

補欠

高橋 嘉信君
樋高 剛君
高橋 嘉信君

経済産業委員

辞任

補欠

大村 秀章君
下地 幹郎君
大村 秀章君

国土交通委員

辞任

補欠

今田 保典君
保坂 展人君
松野 頼久君
中川 智子君
今田 保典君
保坂 展人君

安全保障委員

辞任

補欠

末松 義規君
牧野 聖修君
牧野 聖修君

議院運営委員

辞任

補欠

梶山 弘志君
松野 頼久君
大谷 信盛君
松野 頼久君
梶山 弘志君
松野 頼久君
末松 義規君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨二十八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

補欠

牧野 聖修君
河合 正智君
永田 寿康君
白保 台一君
河合 正智君

白保 台一君
河合 正智君

一、今二十九日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員

辞任

補欠

小西 哲君
平井 卓也君
上川 陽子君
平井 卓也君
小西 哲君

石炭対策特別委員

辞任

補欠

北村 誠吾君
野田 聖子君
左藤 章君
林 幹雄君
北村 誠吾君
野田 聖子君

一、去る二十七日、議員から提出した議案は次のとおりである。

(議案提出)

政治資金規正法等の一部を改正する法律案(鹿野道彦君外三名提出)

道路交通法の一部を改正する法律案(長妻昭君外一名提出)

国家公務員法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(石井紘基君外六名提出)

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案(石井紘基君外六名提出)

特殊法人の役員等の報酬等の規制に関する法律案(石井紘基君外六名提出)

日本銀行法の一部を改正する法律案(石井紘基君外六名提出)

一、昨二十八日、議員から提出した議案は次のとおりである。

公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案(中井治君提出)

道路交通法の一部を改正する法律案(西村眞悟君提出)

防衛省設置法案(野田毅君提出)

(議案受領)

一、去る二十六日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

被災者生活再建支援法及び災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、昨二十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律案(熊代昭彦君外四名提出、衆法第一七号) 厚生労働委員会 付託

(議案送付)

一、去る二十六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

医療法の一部を改正する法律案(今野東君外十二名提出)

一、昨二十八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

政治資金規正法等の一部を改正する法律案(鹿野道彦君外三名提出)

道路交通法の一部を改正する法律案(長妻昭君外一名提出)

国家公務員法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(石井紘基君外六名提出)

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案(石井紘基君外六名提出)

特殊法人の役員等の報酬等の規制に関する法律案(石井紘基君外六名提出)

日本銀行法の一部を改正する法律案(石井紘基君外六名提出)

君外六名提出)

公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案(中井治君提出)
道路交通法の一部を改正する法律案(西村眞悟君提出)

防衛省設置法案(野田毅君提出)

(議案通知)

一、去る二十六日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。
刑法の一部を改正する法律案
水道法の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、去る二十七日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部を改正する法律案
一、去る二十七日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

小型船舶の登録等に関する法律案
民事訴訟法の一部を改正する法律案
消防法の一部を改正する法律案
厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律案

一、去る二十七日、参議院から、本院の送付した次の件を承諾することを議決した旨の通知書を受領した。
平成十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百五十一回国会内閣提出、本院継続審査)
平成十年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百五十回国会内閣提出、本院継続審査)

平成十年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

(承諾を求めるの件)(第百五十回国会内閣提出、本院継続審査)
平成十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百五十回国会内閣提出、本院継続審査)
平成十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百五十回国会内閣提出、本院継続審査)

平成十一年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求めるの件)(第百五十回国会内閣提出、本院継続審査)

平成十一年度一般会計公共事業等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百五十回国会内閣提出、本院継続審査)
平成十一年度一般会計公共事業等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百五十回国会内閣提出、本院継続審査)

(質問書提出)
一、去る二十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
核燃料輸送問題に関する質問主意書(首藤信彦君提出)
出入国管理及び難民認定法における退去強制手続に関する質問主意書(北川れん子君提出)
総理大臣の靖国神社参拝に関する質問主意書(伊藤英成君提出)

有明海再生のための諫早湾干拓事業中止と早期水門開放に関する質問主意書(小沢和秋君外一名提出)
乳幼児向けおもちゃの安全性の確保に関する質問主意書(原陽子君提出)

一、去る二十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
石狩川及び千歳川の治水対策に関する質問主意書(児玉健次君提出)
西暦二千年における自衛隊の不祥事案に関する質問主意書(金田誠一君提出)

「小泉内閣メールマガジン」の違法性に関する質問主意書(中井治君外一名提出)
千鳥ヶ淵戦没者墓苑の改善と国立墓苑に関する質問主意書(保坂展人君提出)
一、昨二十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
児童虐待防止法の運用に関する質問主意書(植田至紀君提出)
政府機密費に関する質問主意書(島松君提出)
内閣総理大臣の公的な資格での靖国神社への参拝等に関する質問主意書(辻元清美君提出)
道路特定財源の一般財源化に関する再質問主意書(長妻昭君提出)
国会に提出される閣法案文の公開に関する質問主意書(長妻昭君提出)
国務大臣の未公開株保有問題に関する質問主意書(保坂展人君提出)
ステイプンス・ジョンソン症候群問題の解決に関する質問主意書(保坂展人君提出)
医道審議会のあり方に関する質問主意書(阿部知子君提出)
公益性が著しく失われ、臓器あっせん機関として失格と考えられる日本臓器移植ネットワークに関する質問主意書(阿部知子君提出)
医師会・歯科医師会と政治団体との不適切な関係に関する質問主意書(阿部知子君提出)
欧州連合のたばこ規制指令への対応に関する質問主意書(阿部知子君提出)
一、今二十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
ケニア共和国、ソンドウ・ミリウ水力発電事業に関する再質問主意書(保坂展人君提出)
国民資産である年金の会計処理に関する質問主意書(保坂展人君提出)
一水余りと「水資源開発促進法」および「水資源開発公団」に関する質問主意書(原陽子君提出)

ケニア共和国ソンドウ・ミリウ水力発電事業に関する再質問主意書(首藤信彦君提出)
日本政府のカンボジア援助方針に関する質問主意書(首藤信彦君提出)
検事らの待遇と死刑執行などに関する質問主意書(保坂展人君提出)
ミサイル防衛構想、集団的自衛権に関する質問主意書(土井たか子君提出)

(答弁書受領)
一、去る二十六日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員佐藤謙一郎君提出塩ビ製医療器具に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員金田誠一君提出防衛庁による情報収集活動に関する質問に対する答弁書
衆議院議員長妻昭君提出不良債権(リスク管理債権)の新規発生額に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出金庫庁職員の金融機関への再就職に関する質問に対する答弁書
衆議院議員長妻昭君提出銀行の二度目の債権放棄に関する質問に対する答弁書
衆議院議員長妻昭君提出不動産担保評価の正確性に関する質問に対する答弁書
衆議院議員長妻昭君提出要管理債権の定義変更に関する質問に対する答弁書
衆議院議員長妻昭君提出道路特定財源の一般財源化に関する質問に対する答弁書
衆議院議員長妻昭君提出公共事業の長期計画に関する質問に対する答弁書

平成十三年五月九日提出
質問 第六二二号
塩ビ製医療器具に関する再質問主意書
提出者 佐藤謙一郎

平成十三年五月九日提出
質問 第六二二号
塩ビ製医療器具に関する再質問主意書
提出者 佐藤謙一郎

塩ビ製医療器具に関する再質問主意書

内閣衆質一五一第三八号で答弁を得た塩ビ製医療器具についてその内容を精査したところ、答弁内容に不明確なところがあった。よって、再度以下の質問をするので、誠実な答弁を求める。

一について
人体に有害と考えられる量のDEHP溶出が確認されているにもかかわらず、速やかに対応する姿勢が答弁書に見られないのは、誠に遺憾である。

海老原光孝らが、実際に点滴チューブを用いる条件に基づいて行ったDEHPの溶出実験では、抗ガン剤で40.66mg溶出している。体重100kg以下の人ならば、耐容一日摂取量(TDI)の10倍を超える。点滴チューブからTDIを超えるDEHPが溶出するケースを見つけて出して規制することは、医療器具の安全対策上急務である。

点滴チューブから溶出すると、体内に直接DEHPが入るので、食品から摂取する場合より人体は大きな影響を受ける。DEHPは、肝臓に対する毒性を有しているため、病人により大きな負荷を与えている可能性も危惧される。従って、食品用塩ビ手袋に対して行政措置をとった時よりも速やかに、塩ビ製点滴チューブに対して行政措置をとる必要がある。

そこで、塩ビ製点滴チューブについて、承認申請の際に、実際の使用条件に基づくDEHPの詳細な溶出試験結果の提出を求めるとともに、既に承認されているものについても、DEHPの可溶化剤を含む医療品に関して、DEHPの溶出試験結果の提出を求めるべきと考えが如何か。

二について

ダイオキシン類の生成量についての確かな推定を行うことは困難としても、医療器具の廃棄時

に塩ビが原因でダイオキシン類が生成していることは間違いない。

塩ビを含まない医療廃棄物と、塩ビを含む医療廃棄物を分別して、塩ビを含まない医療廃棄物はこれまでどおり焼却処分し、塩ビを含む医療廃棄物は高温焼却・急速冷却出来る焼却炉で処理し、ダイオキシンの生成量を激減させるべきと考える。

医療器具の廃棄時にダイオキシン生成量を減らすため、塩ビを含む医療廃棄物と、含まない医療廃棄物に分別し、焼却方法を一部変更するつもりはないか。

右質問する。

内閣衆質一五一第六二号
平成十三年六月二十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員佐藤謙一郎君提出塩ビ製医療器具に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員佐藤謙一郎君提出塩ビ製医療器具に関する再質問に対する答弁書

一について

DEHPを含む点滴用チューブについては、人体への有害作用が現時点では明らかではなく、標準的な溶出試験法も確立していないこと等から、現在のところ、薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)に基づく承認申請に際してDEHPの溶出量に係るデータの提出を求めている。

政府としては、内外の科学的知見を収集するとともに、プラスチック製医療器具に係る溶出物質のばく露量の評価に関する研究等を進めることにより、承認申請に際してDEHPの溶出量に係るデータの提出を求めることを含め、今

後の対策の在り方について検討してまいりたい。

二について

廃棄物の焼却に伴うダイオキシン類の生成量は、廃棄物中のポリ塩化ビニル(以下「PVC」という)の含有量よりも、廃棄物焼却施設の構造及び維持管理の状況によって大きく異なる。PVCを含む医療廃棄物についても、ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)第八条第一項に基づく排出基準並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条の二第一項第一号に基づく産業廃棄物処理施設の構造に関する技術上の基準及び同法第十五条の二の二に基づく産業廃棄物処理施設の維持管理に関する技術上の基準に従って焼却を行うことにより、ダイオキシン類の生成量を効果的に削減することが可能である。

したがって、PVCを含む医療廃棄物とPVCを含まない医療廃棄物を分別し、焼却方法を区別する必要はないと考えている。

平成十三年六月四日提出
質問 第七八号

防衛庁による情報収集活動に関する質問主意書

提出者 金田 誠一

防衛庁による情報収集活動に関する質問主意書
意書

昨年八月二十一日、宜野座村長が同村の基地問題の実情を虎島防衛庁長官(当時)に説明した後、報道陣の取材に応じた際に那覇防衛施設局職員が無断で村長と記者団とのやりとりを録音・メモし、防衛施設局に報告していた問題(二十九年九月七日付「琉球新報」第一版二三三三)について、

政府の見解を明らかにするために以下質問する。

一 同職員が村長と記者団とのやりとりを無断で録音・メモした行為に関して、これら行為の法令上の根拠を明らかにされたい。

二 自衛隊員が部外に対して情報収集活動を行うことは、法令上認められているのか。認められているのであれば、その根拠条文を明らかにされたい。

三 報道によれば、那覇防衛施設局職員が録音・メモした内容は内部資料(以下「内部資料」という)として防衛施設局に報告されたことであるが、それに関して以下の点を明らかにされたい。

1 防衛施設局において内部資料を正式に受け取った者の官職と氏名。

2 内部資料は防衛施設局においていかなる取扱いを受けているのか。

右質問する。

内閣衆質一五一第七八号
平成十三年六月二十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫 民輔殿
衆議院議員金田誠一君提出防衛庁による情報収集活動に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員金田誠一君提出防衛庁による情報収集活動に関する質問に対する答弁書

一について

平成十二年八月二十一日午後、沖縄県国頭郡宜野座村役場玄関において、虎島防衛庁長官(当時)との会談を終えた宜野座村の村長が報道関係者の取材に応じた際に、那覇防衛施設局職員が同村長と報道関係者とのやり取りを録音しメモした行為は、平成十一年法律第百二二

平成十三年六月二十九日 衆議院會議録第四十四号(一) 議長の報告

による改正前の防衛庁設置法(昭和二十九年法律第六十四号)第五号第二十五号及び第二十六号の規定に基づき、当該所掌事務の遂行に必要なものとして行ったものである。

二について

防衛庁においては、一般に、所掌事務を遂行する上で必要となる情報収集等の事務については、当該所掌事務に係る規定に基づき行っているところである。

三について

一について述べた那覇防衛施設局職員が録音しメモした内容は、当該職員から同局の上司に口頭で報告されたが、防衛施設庁本庁には報告されなかった。

なお、当該メモ等は、その後必要がなくなったため、現時点においては破棄等されている。

平成十三年六月五日提出
質問 第七九号

不良債権(リスク管理債権)の新規発生額に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

不良債権(リスク管理債権)の新規発生額に関する質問主意書

平成十三年三月三〇日の衆議院財務金融委員会において、私の不良債権(リスク管理債権)の新規発生額に関する質問で柳澤伯夫金融担当大臣は「いわばもっと開示情報としてリスク管理債権を銀行の開示情報の中に入れることができるか」というふうには私にはとらえておられるわけでございまして、それは今先生おっしゃられるとおり、少し検討させていただくということにしたい」とと答弁されておられます。

一 リスク管理債権の新規発生分を銀行の開示情報として加えますか。

二 右情報を加えるのであれば、いつからですか。右質問する。

内閣衆質一五二第七九号

平成十三年六月二十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出不良債権(リスク管理債権)の新規発生額に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員長妻昭君提出不良債権(リスク管理債権)の新規発生額に関する質問に対する答弁書

一及び二について

先般の緊急経済対策(平成十三年四月六日経済対策閣僚会議決定)において、主要行は破綻先債権、実質破綻先債権及び破綻懸念先債権に新規に区分されるに至った債権(以下「新規発生不良債権」という。)について、原則として三営業年度以内にオフバランス化(債権放棄等により貸借対照表から不良債権を落とすことをいう。以下同じ。)につながる措置を講ずるという原則を示し、主要行に対して、不良債権のオフバランス化の実績を、毎期、公表するよう要請することとした。これを受けて、金融庁においては、主要行に対して要請を行い、各行において、平成十二年度下期におけるオフバランス化の実績及び新規発生不良債権の額を公表したところである。金融庁としても、国会に対し、主要行における新規発生不良債権の額を集計した計数をお示ししたところである。

なお、リスク管理債権とは、一般に銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二十一条第一項及び銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)第十九条の二第一項第五号の規定に基づき債権額の開示が行われている不良債権をいうが、新規に発生した不良債権の額については開示の対象とされていない。

衆議院議員長妻昭君提出金融庁職員の金融機関への再就職に関する質問

平成十三年六月五日提出
質問 第八〇号

金融庁職員の金融機関への再就職に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

金融庁職員の金融機関への再就職に関する質問主意書

平成十三年五月十六日の衆議院財務金融委員会において、金融庁の職員の金融機関への再就職に関して、柳澤伯夫金融担当大臣は、「(略)いわゆる天下りというのは断固あってはならない、仕事もしないのに給料だけもらっているような。(略)」と答弁され、私は、その後の質問の中で「(略)先ほど単なる天下りは、だめだというお話がありましたから、そういう自粛措置というか禁止措置の何かきちっとしたものをぜひ発表していただきたい(略)」と発言し、その後の柳澤伯夫金融担当大臣の答弁で、ヘッドハンティング的な就職といわゆる天下り「をうまく書き分けられるかどうか」ということだろうと思うんですね(略)」と答弁しております。

一 金融庁として職員の金融機関への再就職のガイドラインを作成しますか。

二 作成した再就職のガイドラインを公表しますか。

右質問する。

内閣衆質一五二第八〇号

平成十三年六月二十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議員長妻昭君提出金融庁職員の金融機関への再就職に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員長妻昭君提出金融庁職員の金融機関への再就職に関する質問に対する答弁書

一及び二について

現在、公務員制度改革の一端として、公務員の再就職に関して、適正な再就職ルールの確立に向けて検討を進めているところであり、お尋ねの金融庁職員の金融機関への再就職のガイドラインの作成等については、再就職ルールが確立した段階で、金融庁において、必要に応じて検討していくこととしたい。

なお、金融庁の職員であった者が金融機関に再就職することによって、金融庁の行う行政が影響を受けることがあってはならないことは当然のことであり、金融庁職員の金融機関への再就職については、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)等に基づき厳正に対応しているところである。

平成十三年六月五日提出
質問 第八一号

銀行の二度目の債権放棄に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

銀行の二度目の債権放棄に関する質問主意書

平成十三年五月十六日の衆議院財務金融委員会において、二度目の債権放棄を金融庁はどう考えるのかとのテーマで、柳澤伯夫金融担当大臣は、「二度目の債権放棄を否定されませんでした。そして、一建設省御当局が出しているような、再編(柳澤伯夫金融担当大臣)がある場合には、二度目

の債権放棄も否定できない趣旨の答弁を頂きました。そして、私は、二度目の債権放棄を金融庁が認める場合、どのような条件の下で認めるのか、案を出して欲しい旨をお願いをしました。

一 二度目の債権放棄を金融庁が認める場合の条件、あるいはガイドラインはありますか。存在するのであれば、その内容を明らかにしたい。

二 右、条件、あるいはガイドラインがないのであれば、作成しますか。作成するのであれば、いつまでに作成しますか。

内閣衆質一五一第八一号

平成十三年六月二十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出銀行の二度目の債権放棄に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員長妻昭君提出銀行の二度目の債権放棄に関する質問に対する答弁書

一及び二について

銀行による債権放棄については、債権者である銀行と債務者である企業の合意に基づいて行われるものであり、御質問の条件やガイドラインは存在せず、また、金融庁としては、これらを定める立場にはないと考えている。

平成十三年六月五日提出
質問 第八二号

不動産担保評価の正確性に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

不動産担保評価の正確性に関する質問主意書

平成十三年五月十六日の衆議院財務金融委員会において、私は、不動産担保評価の正確性について、大手十五行が年間、不動産担保を実施際に処分した額(売却額)と、それら担保の直近の最終処分見込み額(金融マニュアルに基づく金融機関の査定)の二つの数字をお示し頂きたい旨申し上げ、柳澤伯夫金融担当大臣より(略)トータルの問題として検討をさせて頂きたいと思います」との答弁を頂きました。

右、検討結果を明らかにして頂きたい。

右質問する。

内閣衆質一五一第八二号

平成十三年六月二十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出不動産担保評価の正確性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員長妻昭君提出不動産担保評価の正確性に関する質問に対する答弁書

金融検査マニュアル(平成十一年金融第百七十七号金融監督庁長官決定)においては、担保不動産の評価額及び処分可能見込額を、客観的、合理的な評価方法で算出し、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先である債務者に対する債権に係る担保不動産については、決算期末等において判明している直近のデータを利用して、少なくとも毎年一回評価額の見直しを行うこととなっている。これらが適切に行われているかどうかについては、監査法人等による外部監査並びに金融庁による検査及び監督を通じて個別に確認されているところであ

り、御指摘のような担保不動産の実際の売却額と直近の処分可能見込額を比較するための調査を改めて行う必要はないと考えている。

平成十三年六月五日提出
質問 第八三号

要管理債権の定義変更に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

要管理債権の定義変更に関する質問主意書
平成十三年五月三十一日の衆議院財務金融委員会において、私が、東京三菱銀行の二〇〇一年三

月期決算では、これまでの要管理債権の定義を変えたために要管理債権が急増した問題について、

柳澤伯夫金融担当大臣に、その定義を他の大手銀行にも適用すべきと質問したところ、「私は東京

三菱の方針というものを、ポリシーを十分評価する

わけですけれども、それをゾルレンとするのかという

ことについては、いまだ少しく考えさせていた

だきたい。これは決して、そうしないとか言っ

ているわけじゃないんです。そういうことではな

くて、少し検討させていただきたいということ

を、大変恐縮ですが、重ねて申させていたくださ

す。」と答弁されました。

一 いままで、検討の結果ができますか。

二 その結論はどのような方向の見込みか、わか

ればお示しいただきたい。

右質問する。

内閣衆質一五一第八三号

平成十三年六月二十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出要管理債権の定義変更に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員長妻昭君提出要管理債権の定義変更に関する質問に対する答弁書

一及び二について

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則(平成十一年金融再生委員会規則第二号)第四条第四項は、要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう旨規定しており、このうち貸出条件緩和債権とは、経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権をいうとしてい

る。

株式会社東京三菱銀行は、平成十三年三月末の要管理債権が急増したことについて、債務者の業績悪化のほか、貸出条件緩和債権の認定基準に関する運用強化によるものと説明しており、このような取扱いの変更は、同項における貸出条件緩和債権の認定を同項の規定に適合させるためのものであると承知している。

各銀行においても、債務者との取引実態を踏まえて貸出条件緩和債権の認定を行っており、金融庁においては、このような認定の是非を含め、資産の査定が適切に行われているか否かについて、検査及び監督を通じて確認し、必要に応じて適切な措置を講ずる所存である。

平成十三年六月五日提出
質問 第八四号

道路特定財源の一般財源化に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

道路特定財源の一般財源化に関する質問主意書

平成十三年五月十六日の衆議院財務金融委員会

平成十三年六月二十九日 衆議院會議録第四十四号(一) 議長の報告

一四

における私の質問に対して、塩川正十郎財務大臣は、道路特定財源の一般財源化に関して、現在の新道路整備五カ年計画の中においては用途の拡大で対処し、五カ年計画を新しい計画にするときには根本的な見直しをし、必要ならば法改正もしていこう、こういうことです。(略)法改正いたしましたも、現在継続してきているいろいろな対象事業というものはやはりそれなりに必要であらう、しかし、それが独占的、特典的な、特権のあった財源としては、これは私は法改正の中で決めていきたいと思っております」と答弁されております。

一 平成十五年度からは新しい道路整備五カ年計画の際には、必要ならば「法改正」をして一般財源化することは答弁通り変更のない内閣の方針でしょうか。内閣の方針と異なる場合、その理由をお示しいただきたい。

二 ここで言う「法改正」とは、どの法律なのか明らかにしていただきたい。

右質問する。

内閣衆質一五一第八四号
平成十三年六月二十六日

衆議院議長 綿貫 民輔殿
衆議院議員長妻昭君提出道路特定財源の一般財源化に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出道路特定財源の一般財源化に関する質問に対する答弁書

一及び二について
道路整備緊急措置法(昭和三十三年法律第三十四号)は、平成十年度以降五箇年間に於ける道路の整備に関する計画(以下「道路整備五箇年計画」という。)を閣議決定により策定しなければならぬこと、当該五箇年間は、毎年度、揮発油税の収入額の全額及び石油ガス税の収入額の二分の一に相当する金額の合算額(以下「揮発油税等の収入額」という。)を道路整備五箇年計画の実施に要する国が支弁する経費の財源に充てなければならぬこと等を定めているが、平成十五年度以降における道路の整備に関する計画及びその財源については何ら規定していない。御指摘の塩川財務大臣の答弁は、これらの点を踏まえ、揮発油税等の収入額をどの経費の財源に充てるかについては今後様々な角度から十分に検討することが必要であるが、来年度までに、平成十五年度以降における道路の整備に関する計画及びその財源の在り方について検討する機会もあるものでこの機会に根本的な見直しを行い、その結果を踏まえて同法の在り方を検討したいとの趣旨で述べたものである。

いづれにしても、我が国が巨額の財政赤字を抱えている状況にかんがみ、財政の構造改革を実施すべく、あらゆる歳出について「聖域なき見直し」を行うことが内閣の基本方針である。このため、いわゆる道路特定財源についても見直すこととしているが、その見直しの具体的な内容については、今後、予断をはさまず、真剣に検討してまいりたい。

平成十三年六月五日提出
質問 第八五号

公共事業の長期計画に関する質問主意書
公共事業の長期計画に関する質問主意書
提出者 長妻 昭

公共事業の長期計画に関する質問主意書
平成十三年五月三十一日の衆議院財務金融委員会における私の質問に対して、塩川正十郎財務大臣は、公共事業の長期計画に関して、「御承知のように、長期計画というのは相当数皆それぞれの分野で持っております。そのうち、法律に裏づけられた長期計画と、そうではなくして、担当の主務大臣のもとにおいて将来計画を描いた長期計画とございます。私は、この際、やはり全面的にそういうものは見直していく。そういうものというものは、要するに、主務官庁で設定しておりますところの長期計画はまず見直していく必要があるだろうと思っております。法律で決められてあるものは、国会で決められたことでございますので、その趣旨を尊重して、その後の処置についてはともに検討していかねばならないものだと思います。」将来において新しい計画を立てますときに、そのときには切り口を変えた計画で統合していくというやり方、それはあるかも知れません」と答弁しておられます。

一 法律の裏づけのない長期計画は全面的に見直すことですが、具体的に、どの計画を、いつまでに、どのように見直すのですか。

二 法律に裏づけのある長期計画の見直しについても、そのスケジュールを示していただきたい。

右質問する。

内閣衆質一五一第八五号
平成十三年六月二十六日

衆議院議長 綿貫 民輔殿
衆議院議員長妻昭君提出公共事業の長期計画に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出公共事業の長期計画に関する質問に対する答弁書

一及び二について
御指摘の塩川財務大臣の答弁は、公共事業に

ついては中長期的視点に立った計画的な整備が重要であるという点に異論はないものの、公共事業の長期計画(以下単に「長期計画」という。)の存在等が予算配分の硬直化の一因となっているという各方面からの指摘もあり、長期計画の在り方については見直しを行う必要があるのではないかと認識から行ったものである。

法律に根拠規定を有する長期計画については、見直しの内容いかんでは当該法律の改正を伴うこともあり得、その場合には国会で御審議をしていただかなければならないと考えているが、いづれにしても、長期計画の在り方、見直しの時期等については、長期計画が法律に根拠規定を有するか否かにかかわらず、今後様々な観点から検討しなければならぬと考えており、現時点で答弁することは困難である。

一、今二十九日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員金子哲夫君提出原子力発電所における定期検査の柔軟化等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員北川れん子君提出山口県上関町の原発新規立地計画および未買収用地に関する質問に対する答弁書

衆議院議員首藤信彦君提出ブルーチャンネル電力発電所修復プロジェクト(ミャンマー)に関する質問に対する答弁書

衆議院議員永田寿康君提出政党・国会議員の寄附行為に関する質問に対する答弁書

衆議院議員小沢和秋君外一名提出じん肺根絶のための政府の対策に関する質問に対する答弁書
衆議院議員永田寿康君提出国務大臣の国会審議に対する姿勢に関する質問に対する答弁書

平成十三年五月二十三日提出
質問 第七〇号

原子力発電所における定期検査の柔軟化等に関する質問主意書

提出者 金子 哲夫

原子力発電所における定期検査の柔軟化等に関する質問主意書

昨年十一月に原子力委員会によって決定された「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」において、「定期検査の柔軟化や長期サイクル運転、熱出力を基準にした運転制限への変更等が検討課題」とされた。しかし、これらは原子力の安全性、労働者の安全確保に重大な影響を与えるものであって、安易に実施されてはならないと考える。そのような観点から、以下の事項に関して質問する。

一 定期検査の柔軟化や長期サイクル運転、熱出力を基準にした運転制限への変更のそれぞれについて、現在の検討状況を明らかにされたい。

二 定期検査の柔軟化の一つに、測定項目の削減があると考えられるが、現在までの測定項目の削減の状況と今後の方向について検討状況を明らかにされたい。

三 同じく定期検査の柔軟化の一つに、点検頻度の変更があると考えられる。すでに実施されている点検頻度の変更の状況について原子炉毎に明らかにされたい。また、今後の変更に関する検討状況を明らかにされたい。

四 同じく定期検査の柔軟化の一つに、発電停止時刻の見直しがあると考えられるが、これまでの変更の経緯を原子炉毎に明らかにされたい。発電停止時刻の見直しに伴って、労働者が格納容器内で作業を開始する時刻も変更されているのかどうか明らかにされたい。また、今後の見直しに関する検討状況についても明らかにされたい。

五 以上のような定期検査の柔軟化策は、検査が不十分なものとなったり、労働者に余分な被曝を強いこととなる恐れがあると考えられるが、その心配がないのか見解をお示しいただきたい。またその根拠を示されたい。

六 沸騰水型軽水炉の定期検査立会項目は一九八〇年に通産省の立会項目が五八から九九年四月以降に一六と激減している。このように立会項目が変更された理由と、変更後も十分な検査ができているとする根拠を示されたい。

七 長期サイクル運転の長期とはどれくらいの期間を想定しているのか、またその検討状況と、安全性についての見解を示されたい。

八 電気事業法の定める期限の十三ヵ月を超えて原発の運転が、通産産業大臣(現在の経済産業大臣)の承認を得て行なわれている。例えば、美浜一号と高浜一号で本年度にこの特別措置がとられるとし、「全国で十数件の前例があり、最長二十三日の実績がある」(二〇〇一年四月十八日付福井新聞)とも報じられている。このような電気事業法の定める期限を超える運転が承認された件の実態について、その原子炉名、日付、延長期間、その理由を、明らかにされたい。また、この措置の内容について合理的と考えるのか、その根拠を示されたい。

九 熱出力を基準にした運転制限への変更が検討される理由と、その安全性についての見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一五(第七〇号)

平成十三年六月二十九日

衆議院議長 綿貫 民輔殿
内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議員金子哲夫君提出原子力発電所における定期検査の柔軟化等に関する質問に対し、別

紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員金子哲夫君提出原子力発電所における定期検査の柔軟化等に関する質問に対する答弁書

一について

「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」(平成十二年十一月二十四日原子力委員会策定。以下「長期計画」という。)において検討課題とされている事項のうち、「定期検査の柔軟化及び長期サイクル運転」については、現時点では、具体的な検討を行っていない。なお、実用発電用原子炉の原子炉施設(以下単に「原子炉施設」という。)について国が行う定期検査(以下単に「定期検査」という。)については、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会(以下「原子力安全・保安部会」という。)が平成十三年六月二十七日に取りまとめた報告書において、今後、定期検査の在り方について検討を開始すべきである旨を指摘しているところである。

長期計画において検討課題とされている「熱出力を基準とした運転制限への変更」については、現在、原子力安全・保安部会の原子炉安全小委員会において、原子炉の熱出力を一定とした運転方式が原子炉施設の安全性に及ぼす影響を検討しているところである。

二について

沸騰水型軽水炉(以下「BWR」という。)及び加圧水型軽水炉(以下「PWR」という。)に係る定期検査の項目数は、その記録を確認することのできる昭和五十六年度以降、別表一のとおり見直しがされている。なお、定期検査の項目数の削減を目的として定期検査の見直しが行われたことはない。

現時点では、定期検査の在り方について具体

的な検討を行っていないことから、今後の定期検査の項目の増減についてはお答えできない。

三について

電気事業法施行規則(平成七年通商産業省令第七十七号)第九十一条の規定に基づき、すべての原子炉施設について、原則として、原子力発電所に属する蒸気タービンにあっては運転が開始された日又は定期検査が終了した日から一年を経過した日以降三月を超えない時期に、また、定期検査の対象となる発電用原子炉及びその附属設備にあっては運転が開始された日又は定期検査が終了した日以降三月を超えない時期に定期検査を行っているところである。また、同規則の全部改正前においては、改正前の電気事業法施行規則(昭和四十年通商産業省令第五十一号)に基づき、原則として、蒸気タービンにあっては運転が開始された日又は定期検査が終了した日から二年を経過した日の前後一月を超えない時期に、定期検査の対象となる発電用原子炉及びその附属設備にあっては運転が開始された日又は定期検査が終了した日から一年を経過した日の前後一月を超えない時期に定期検査を行ってきたところである。

現時点では、定期検査の在り方について具体的な検討を行っていないことから、今後の定期検査の時期の変更についてはお答えできない。

四について

お尋ねの発電停止時刻は、定期検査に伴って発電機を解列する時刻(以下「解列時刻」という。)を指すものと考えられるが、解列時刻及び労働者が格納容器内で作業を開始する時刻については、従来から、規制の対象とはしておらず、今後ともこれらを規制の対象とすることは考えていない。

五について

原子炉施設の安全性を確保するため、発電用

原子力設備に関する技術基準を定める省令(昭和四十年通商産業省令第六十二号)で原子炉施設の技術基準を定めており、定期検査は、当該技術基準に対する適合性を確認する上で必要かつ十分なものでなければならぬことから、定期検査の在り方の見直しが行われたとしても、原子炉施設の安全性を損なうことはない。

また、原子炉施設における労働者の被ばくについては、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号)に基づき、放射線業務従事者の被ばくに対する線量限度が定められるとともに、事業者において放射線業務従事者の被ばくに対する線量がこれを超えないように措置すべきこと等が定められているところである。このため、定期検査の在り方の見直しが行われたとしても、原子炉施設における労働者の安全が損なわれることはない。

六について

昭和五十五年度以前の定期検査については、その記録を確認することができないため明らかではないが、昭和五十六年度以降のBWRの定期検査の項目のうち経済産業省の職員の立会いの下に行われる検査(以下「立会検査」という。)の項目数は、昭和五十六年度においては三十六項目であったが、平成十一年度においては十八項目となっている。同年度における定期検査の見直しは、効率化のための検査の統合、安全機能の重要度に応じた検査の整理等を行ったものであるが、あわせて、定期検査全体の項目を増やしたことから、同年度以降においても、原子炉施設の安全性を確保するために十分な定期検査が行われてきている。

なお、従来から、立会検査のみならず記録確認検査を併せて行い、これらの結果を組み合わせることで総合的に判断した上、原子炉施設の安全性

を確認してきているところである。

七について

長期計画においては、一長期サイクル運転は、原子炉施設の具体的な運転期間を想定しているものではなく、また、現時点では、これについて具体的な検討を行っていない。

事業者において、どの程度の期間にわたって原子炉施設を運転するかにかかわらず、定期検査が原子炉施設の安全性を確保する上で必要かつ十分なものとなるよう定期検査の時期が定められるべきことは当然であると考えている。

八について

電気事業法(昭和三十一年法律第七十号)第五十四条ただし書及び電気事業法施行規則第九十二条の規定に基づき定期検査の時期の変更が承認されたことにより、同規則第九十一条に定める十三月を超えて運転が行われた原子炉の名称、定期検査の開始年月日及び運転の延長期間は、別表二のとおりである。また、これらの定期検査の時期の変更については、原子炉施設の使用状況等を十分勘案し、原子炉の運転期間の延長により原子炉施設の安全性に影響が無いことを確認したため、承認したものである。

九について

原子炉施設の運転については、事業者において電気出力を一定とする運転が行われてきたところであるが、原子炉施設をより有効に利用して電力を供給するためには、原子炉の熱出力を一定とする運転が適していると考えられることから、原子炉施設の運転の在り方について検討を行うこととしたものである。いづれにしても、原子炉施設の安全性が確保されなければならないことは当然であり、現在、原子力安全・保安部の原子炉安全小委員会において、原子炉の熱出力を一定とした運転方式が原子炉施設の安全性に及ぼす影響について検討が行われているところである。

別表一 BWR及びPWRに係る定期検査の項目数の推移

年 度	BWRの定期検査項目数	PWRの定期検査項目数
昭和五十六年度	九十	八十九
昭和六十一年度	六十九	六十七
平成五年度	六十八	六十四
平成十一年度	八十九	八十二

別表二 定期検査時期変更承認に伴う十三月を超えた運転実績一覧表

原子 炉 名	日付 (定期検査開始日)	延長期間 (日数)
美浜発電所一号機	昭和四十八年三月十五日	五十七
美浜発電所二号機	昭和四十八年九月十四日	二十一
福島第二原子力発電所四号機	平成八年九月二十四日	九
柏崎刈羽原子力発電所四号機	平成九年九月十五日	二十三
女川原子力発電所二号機	平成十年一月十一日	七
福島第一原子力発電所二号機	平成十年八月十二日	十一
浜岡原子力発電所四号機	平成十年九月十日	十七
女川原子力発電所一号機	平成十年九月十一日	十四
福島第一原子力発電所五号機	平成十年九月十八日	十三
泊発電所二号機	平成十一年一月十日	十四
島根原子力発電所二号機	平成十一年五月十一日	十九
柏崎刈羽原子力発電所二号機	平成十一年九月三日	十八
島根原子力発電所一号機	平成十二年五月十一日	十二
女川原子力発電所一号機	平成十二年九月十日	十五
島根原子力発電所二号機	平成十二年九月十七日	十五
美浜発電所一号機	平成十三年五月四日	十三
浜岡原子力発電所四号機	平成十三年五月十三日	十三

(備考) 定期検査開始日は、電気事業法第五十四条ただし書の規定により承認された変更後の定期検査開始日の日付を示す。

平成十三年五月三十一日提出
質問 第七六号

山口県上関町の原発新設計画および未買収用地に関する質問主意書

提出者 北川れん子

山口県上関町の原発新設計画および未買収用地に関する質問主意書

経済産業省・資源エネルギー庁は五月一六日、今二〇〇一年度の国の電源開発基本計画に、中国電力が山口県上関町に計画している上関原子力発電所の建設計画を組み入れることを発表した。原発の新設計画決定は、一九九九年九月の茨城県東海村のJCO臨界事故以降では初めてである。国民や地元住民に不安があるなか、原発計画を進める姿勢や態度、見解を明らかにするため、質問する。

(一) 山口県上関町における原発立地の手続きが進められている。九九年のJCO臨界事故によって多くの国民が原発に不安を抱いている中、新たな原発立地の手続きに入るには慎重な対応が求められると考えるが、今回の電源開発基本計画への建設計画組み入れは二井関成・山口県知事も「予想外」だと述べたともされるほど性急な決定だったという。そうした声に対してどう考えるか。

決定は当時の与党幹部からの要請によってなされたとも言われている。事実か。合わせて経済産業省・資源エネルギー庁が四月六日、二井知事に意見照会をした経緯反応を明らかにせよ。

(二) 原子力発電所建設計画について朝日新聞は昨二〇〇一年一月一七、一八日の両日、上関町で町民を対象とした世論調査を行い、反対四六パーセント、賛成三三パーセントと、半数近くの住民が反対の意思表示を示す結果となった。地元住民の半数近くが反対しているなか、また反対が賛成を上回っているなか

で、原発計画を進める根拠を示せ。政府が述べる「地元の理解」とは具体的にどういったことを指すと考えているか、合わせて明らかにせよ。

(三) 中国電力が「山口県上関町が原発建設の有力地であることを発表して一九九九年、同社九八年の有価証券報告書によると、これまで建設準備等に使われた額は四五〇億円にも達している。旧通産省や旧科学技術庁、そして現経済産業省等政府は、この計画にあたって何にいくら拠出してきたか。それらは有効に使われてきたと考えているか。またそうした中にある一九九九年間、原発計画が進められなかったのは、なぜだと考えるか。

(四) 日本生熊学会中国四国地区は二〇〇一年五月一三日、「中国電力(株)上関原子力発電所一、二号機計画の総合資源エネルギー調査会・電源開発分科会への上程について」と題する声明を発表し、「強い憂慮の念を表明」した。環境大臣および二井・山口県知事両者の意見についても「予定地とされる長島とその周辺の海域の類をみない生物多様性の貴重さを無視したもの」とも述べている。こうした意見についてどう考えるか。

(五) この原発の計画予定地の陸地分一四五分のうち、およそ八割近い一一二分は取得したが、残りの三三分は現在においてもなお未買収であり、買収の目途もたっていないという。そうした中であって総合エネルギー調査会電源開発分科会が五月一六日、上関原発を電源開発基本計画に組み入れることを承認したのはなぜか。未買収地についてどう考えているのか。

(六) 上関原発立地計画地にある未買収地には、神社地も含まれている。宗教法人法一八条第五項には「その保護管理する財産については、いやくもこれを他の目的に使用し、又は濫用しないようにしなければならない」と

されている。

さらに、神社本庁憲章第一〇条は、神社の境内地等の管理は、その尊厳を保持するため次の各号に定めるところによる」とし、第二項では「境内地、社有地、施設、宝物、由緒に關する物等は、確實に管理し、みだりに処分しないこと」とある。これは宗教法人法一八条第五項の「つとめたものといえ、そうした視点から宮司が「人間と神域の緑を守る」と売却を強く拒否しているのが実態である。そうした地が未買収であることを宗教法人法との関係でどう考えるか。

内閣衆質一五一第七六号
平成十三年六月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員北川れん子君提出山口県上関町の原発新設計画および未買収用地に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙) 衆議院議員北川れん子君提出山口県上関町の原発新設計画および未買収用地に関する質問に対する答弁書

(一) について
経済産業省においては、原子力発電は、燃料の供給及び価格の安定性に加え、発電過程において二酸化炭素を発生しないという環境特性を有していることから、環境保全や効率化の要請に対応しつつエネルギーの安定供給を実現するとの我が国のエネルギー政策の基本目標に照らし、望ましいものであると考えている。

中国電力株式会社(以下「中国電力」という。)の上関原子力発電所立地計画(以下「本件立地計画」という。)については、(1)将来の中国地方の電力需要を満たすための供給力として必要な電源であると認められること、(2)昨年十月に開催

された第一次公開ヒアリングにおいて、本件立地計画に対する賛成及び反対に係る意見を聴取したところであり、これにより地元の理解が深まったものと認められること、(3)環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)及び電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)に基づく環境影響評価準備書に対する通商産業大臣の勧告等を踏まえ、中国電力が必要な調査等を行った上で昨年十月に提出した中間報告書について、通商産業省の環境審査顧問会が同年十一月に了承したこと等の状況を総合的に判断し、経済産業省において、本件立地計画を平成十三年度電源開発基本計画(以下「平成十三年度基本計画」という。)に組み入れることが適当であると判断したものである。

発電所の建設については地元の理解を得ることが重要であることから、資源エネルギー庁は、従来から、個別の発電所の立地計画を電源開発基本計画に組み入れるに当たっては、その建設が予定されている都道府県の知事に対し意見照会を行ってきたこと、本件立地計画を平成十三年度基本計画に組み入れることについては、本年四月六日、山口県知事に対し意見照会を行ったものである。当該意見照会に対しては、同月二十三日に、同県知事から提出された「中国電力株式会社上関原子力発電所一、二号機計画について(回答)」と題する文書(以下「山口県回答文書」という。)において、「上関原子力発電所計画を電源開発基本計画に組み入れることについても理解できるところであります」との回答を得ている。また、資源エネルギー庁長官が山口県回答文書を同県副知事から受領するに当たって、本件立地計画を平成十三年度基本計画に組み入れることについて同意したものと理解してよいかと確認したところ、同県副知事から「そのように理解していただいて結構である」との回答を得ている。

その上で、経済産業大臣は、電源開発促進法

(昭和二十七年法律第二百八十三号)第三条第一項の規定に基づき、国の関係行政機関の長に協議してその同意を得るとともに、総合資源エネルギー調査会から異存はない旨の意見を得て、平成十三年六月十一日に平成十三年基本計画を決定したものである。

右のような経緯に照らすと、平成十三年基本計画が性急に決定されたとの御指摘は当たらないものと考えている。

また、いわゆる与党関係者からの要請を受けて本件立地計画を平成十三年基本計画に組み入れたという事実はない。

(一)について

(一)について述べたとおり、本件立地計画を平成十三年基本計画に組み入れるに当たっては、山口県知事から同意を得ているところであり、同県知事においては、県議会での本件立地計画に係る議論、昭和五十七年の上関町長の原子力発電所建設の誘致表明以降の上関町の誘致活動、周辺二市五町(光市、柳井市、大島町、大島町、田布施町、平生町及び大和町)からの意見等を踏まえた上で同意したものと理解している。このようなことから、本件立地計画については現段階において地元の理解は得られていると考えている。

(二)について

発電所を建設するに当たっては、地元の理解と協力を得ることが重要であり、昭和五十九年に上関町が中国電力に対して原子力発電所の立地に係る調査を要請して以降、経済産業省においては、そのための広報活動等を行ってきたところであり、また、中国電力においては、地元の理解と協力を得るよう努めるとともに、用地取得や漁業補償に係る交渉を進めてきたものと承知している。

本件立地計画については、電源開発促進対策特別会計法(昭和四十九年法律第八十号)及び電源開発促進対策特別会計法施行令(昭和四十九

年政令第三百四十号)に基づき、山口県、上関町及び柳井市に対し、電源立地等初期対策交付金として、昭和五十九年度から平成二十二年までの間に、発電用施設等の設置の必要性に関する知識の普及及び地域の振興に関する計画の作成に必要な情報収集事業に約七億四千六百万円、医療施設整備事業に約八千七百七十万円、社会福祉施設整備事業に約七億五千七百七十万円、排水の有効な利用に関する調査事業に約六億五千三百七十万円、種田生産施設整備事業に約十二億二千四百七十万円の総額約三十四億六千八百八十万円を交付しており、また、広報・安全等対策交付金として、平成六年度から平成二十二年までの間に、広報・安全等対策事業に、総額約一億九千八百八十万円を交付してきている。なお、中国経済産業局(平成十三年一月五日までは、中国通商産業局)においては、電源立地推進調整等委託費として、平成元年度から平成二十二年までの間に、総額約一億四千二百七十万円を支出し、本件立地計画に係る原子力関連広報事業を行ってきた。

本件立地計画に係る交付金及び委託費は、パンフレット広報、新聞広報、先進地調査等を通じて本件立地計画に対する地元の関心の増大、上関町の高齢者保健福祉施設の整備を通じて高齢者在宅福祉の増進等の効果を挙げたものと承知している。

(四)について

平成十三年基本計画は、電源開発促進法第三章第一項の規定に基づく協議における環境大臣の意見(平成十三年五月十一日環境評第九十九号。以下「環境大臣意見」という。)も踏まえて決定されたものであり、環境大臣意見は、日本生態学会の要望等も踏まえて検討を行った上、本件立地計画の実施に当たって、ハヤブサの生息環境に影響を及ぼさないよう適切な措置を講ずること等の環境保全のために必要な措置に係る見解を示している。また、山口県回答文書

は、環境保全の見地から、経済産業大臣に対して、本件立地計画の実施に当たって周辺の自然環境の保全及び景観等との調和にも十分配慮すること等を求めている。

経済産業省においては、本件立地計画の実施に当たって環境保全に万全を期するべきものと考えている。このため、中国電力が実施した環境影響評価において、環境大臣意見で示された見解、山口県回答文書で示された要請等を適切に反映するよう指導し、平成十三年六月十五日に中国電力から提出された環境影響評価書について、環境影響評価法及び電気事業法の規定に基づき、厳正な審査を行っているところである。

(五)について

電源開発基本計画は、今後の電源開発に係る基本的な計画を定めるものであり、個別の発電所の立地計画を電源開発基本計画に組み入れるに当たって、当該立地計画の実施に必要な用地のすべてが取得されている必要はない。

経済産業省においては、今後、中国電力に対し、本件立地計画に要する用地を取得するに当たっては、当該用地の所有者との間で円満な解決を図るよう強く指導していくこととしている。

(六)について

発電所建設のための用地の取得は、電気事業者と土地所有者との間の協議によってされるものであるが、その際には、関係法令の規定に従って行われるべきことは、当然であると考えている。

宗教法人における財産処分を含む事務については、宗教法人法(昭和二十六年法律第二百一十六号)第十八条第四項において、当該宗教法人の規則(以下「規則」という。)の定めるところにより、責任役員が決定し、また、規則に別段の定めがなければ、同法第十九条において、責任役員の定数の過半数で決することとされている。

り、お尋ねの未買収地に含まれる宗教法人の所有地の処分についても、これらの規定に従って決定される必要があると考えている。

なお、御指摘の同法第十八条第五項は、宗教法人の代表役員及び責任役員による財産管理に係る規定であり、同法第十八条第四項又は第十九条の規定に基づく財産の処分を制限するものではないと理解している。

平成十三年六月六日提出
質問 第八七号

ブルーチャン水力発電所修復プロジェクト
(ミャンマー)に関する質問主意書

提出者 首藤 信彦

ブルーチャン水力発電所修復プロジェクト
(ミャンマー)に関する質問主意書
プロジェクトの概要

日本政府は本年四月、来日した外務副大臣に対しミャンマー東部カヤー州のブルーチャン水力発電所の修復について無償資金協力(35億円)を行うことを約束した。

ブルーチャン水力発電所はミャンマーにおける最大の水力発電所で、ミャンマー全体の電力消費量の2割程度を生産している。1960年、日本の対ビルマ戦時賠償第一号として建設され、1986年には補修のための有償資金協力(35・3億円)が実施されている。

ミャンマーの都市部では停電が常態化するなど電力事情の悪さが大きな問題になっている。一方、発電施設の老朽化、送電時の多大な電力ロス、また98年前後には、発電所水源地域での濁水により、発電量が低下したことが指摘されている。

しかしながら、ミャンマーにおいては軍事政権による深刻な人権問題が存在しており、国連総会、国連人権委員会において軍事政権を非難する決議が採択されている。また、ILOなどの国際

機関、人権活動家からも強い非難が寄せられており、状況が改善されない状況で大規模なODA供与を行うことに関しては、世界的な議論の対象になっている。5月15日に行われた米国上院歳出委員会小委員会での公聴会ではパウエル国務長官が「適切な投資ではない」と発言するなど、多くの批判が寄せられている。

日本政府はミャンマーでの電力問題を水力発電所および、周辺設備の維持などの設備面からのみ検討するのではなく、国民民主連盟(NLD)と現政権の対話を進展させ、民主化推進に寄与する役割を果たす手段と捉え、電力確保という名目のもとで生存を脅かされている地域住民の人権状況の改善にも繋がるような総合的な角度から検討すべきである。本プロジェクト決定の経緯や人権問題に関する政府の見解について、以下質問する。

一 地域住民の合意

このプロジェクトを実施する上で、昨年、国際協力事業団の専門家がフィジビリティスタディ(F/S)を行ったが、プロジェクトの実地によって影響を受ける地域に住む住民の賛同意志については、当然意欲確認調査を行ったものと考える。その手法は何か。またどのような結果が得られたのか。プロセスも含め、詳細に示されたい。

二 事前調査について

1 バルーチャン水力発電所の修復に関しては35億円の無償資金が供与されるとされている。従来ミャンマーにおいては、このようなプロジェクト実施に使われる金額の不透明性が指摘されており、このプロジェクトに対する世界的な批判を考慮すると、徹底して透明性を追求しなければならぬ。35億円はダムの修復費用としては極めて大きな金額であるが、金額の根拠を項目ごとに詳細に示されたい。

2 同州やシャン州では97年から数年に渡って降水量が減少しており、バルーチャン川上

流のインレー湖でも水量が激減した。その結果、発電所上流のモブエ・ダムの水量が減少したことが、深刻な電力不足の根本の原因であると指摘されている。同ダムの水量の減少が電力不足の要因であるならば、発電所の修復は本質的な解決にはならないと考えられるが、この点について政府はどのように考えているのか。見解を伺いたい。

3 この水不足を原因の一つとして、モブエ・ダムから農業用水を引いていた農民に対し、ミャンマー政府は98年に取水制限命令を下し、すべての水を発電所向けに確保するため、モブエ・ダムの両脇の水路を閉鎖した。この措置によって、周辺に住む農民は作物を栽培できない状態であると伝えられている。ダムの修復作業によって、この状況がさらに悪化する可能性も考えられるが、周辺の農業への影響緩和のためにはどのような対策を考えているのか。具体的な対応策を示されたい。

三 人権問題

1 ミャンマーでは従来、大きなプロジェクトが入ると一帯が軍の支配下に置かれ、直接間接的に軍の使役や建設作業のために強制労働が行われる。地域住民の生活は大きな打撃を受け、農業や教育などにも悪影響が生じている。

この事態については国連総会、国連人権委員会において軍事政権を非難する決議が採択されている他、ILOなどの国際機関、人権活動家から強い批判が寄せられているが、政府はミャンマーの人権状況、および奉仕労働の強制の実態をどのように認識しているのか。詳細な説明を示されたい。

2 ミャンマーにおいては、プロジェクトの実地によって発生する強制労働や無償での立ち退きなどより、地域の住民生活の貧困化に拍車がかかるとの見方が一般的である。これ

は、ODA大綱にある人権への配慮には明らかに反するとみなされ、本プロジェクトの実地についても見直すべきとの諸外国から強い非難が寄せられている。この点に関し政府はどのように認識しているか。見解を詳細に伺いたい。

3 軍事政権は1981年以降、水力発電所周辺に地雷を設置しており、周辺には未だ3000もの地雷があるとされている。厳密には停戦状態にはないとの指摘もあり、ミャンマー国内の民族融和と民主化が進展していない状況での修復は再び反政府勢力の標的となり、援助が無駄になる可能性もある。これらの状況について政府はどのように認識しているか、見解を示されたい。

4 軍事政権・国家平和発展評議会による民主化勢力の抑圧や少数民族への人権侵害は全国的に続いており、国境のタイ側には13万人以上とも言われる難民が避難している。また数十万人が国内避難民として国内で生活しており、外部から一切の援助を受けることができない状況が続いていると報道されている。これらはこの国の人権問題を表す実例であるが、政府はこの状況についてどのように認識しているのか。

ユーゴスラビアの援助と中国からの資金の還流

このプロジェクトに関する日本政府が実施予定の改修工事以外の送電線工事などについては、ユーゴスラビアが請け負うことになり、総額3000万ドル、年利3・5%で有償資金協力をを行うことがミャンマー政府との間で契約に正式調印された(平成13年5月17日)。

しかしながら、ユーゴスラビアが海外に資金援助できる余裕がないことは明白で、日本から資金援助を受ける一方で、第三国への支援を拡大している中国の資金の還流を指摘する声も出

ている。

1 この件に関しては、中国、およびユーゴ政府の見解について、どのような形で事情聴取を行ったのか。中国、ユーゴスラビア両政府の見解はどのようなものだったのか詳細を示されたい。

2 我が国のODAが第三国に還流される事態は看過できないものであるが、日本政府としてはどのように認識しているのか。また、今後はどのような対応を考えているのか、具体的に示されたい。

電力の軍事利用に関して
日本政府はこのプロジェクトを人道援助としているが、インターナショナルヘルドトリビューン紙などの報道機関は、電力の3分の1は軍関係が使っているとの調査結果を報道している。人道援助と称して発電所の改修を行い、軍に電力を供給することは許されないと国際社会の指摘について、政府の見解を示されたい。

民主化実現への影響
ミャンマー国内において人権問題等の状況に進展が見られず、国際社会が軍事政権と国民民主連盟(NLD)との対話を慎重な姿勢を取る中、日本が経済援助を行うことは、軍事政権の政策を容認しているとのシグナルを発することになる。この点についての影響力をどのように認識しているのか。見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一五第一八七号
平成十三年六月二十九日

衆議院議長 綿貫 民輔殿
衆議院議員首藤信彦君提出バルーチャン水力発電所修復プロジェクト(ミャンマー)に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員首藤信彦君提出バルーチャン水力発電所修復プロジェクト(ミャンマー)に関する質問に対する答弁書

一について

バルーチャン第二水力発電所(以下「本件発電所」という。)の補修工事(以下「本件補修工事」という。)は、老朽化した発電機、変圧器等の入替え等小規模な工事を積み重ねていく性格のものであり、現地住民の生活に重大な影響を及ぼすような大規模なものではないが、政府としては、現地住民の意見を含め、本件補修工事の様々な側面につき調査を行っていく考えである。ちなみに、政府は、本年六月十九日から同月二十一日まで現地調査団(以下「現地調査団」という。)を派遣し現地住民の意向も聴取したところ、現地住民からは本件補修工事の実施を支持する意向が表明された。

なお、御指摘の国際協力事業団の専門家は、本件発電所の保守点検を行うために派遣されたものであり、本件補修工事の実施を想定した調査を行ったわけではない。

二の1について

本件補修工事に係る供与額は、今後基本設計調査を行い、ミャンマー政府とも協議を行った上で決定されていくものであり、現時点で確定しているわけではない。

二の2について

平成九年及び平成十年の異常な降水量の減少のために平成十年及び平成十一年のモビエ・ダムの貯水量が大幅に減少したこと、平成十年及び平成十一年度の本件発電所における発電量は大幅に減少したが、平成十一年秋以降、同ダムの貯水量は回復し、昨年度の発電量は平成九年度以前の水準に回復したと承知している。ミャンマーには雨季と乾季があり、年間を通じて同ダムの貯水量は変動するが、通常は乾季においても、本件発電所の能力を発揮するために十分な貯水量が確保されていると承知して

いる。

他方、本件発電所は、建設後約四十年が経過し設備が老朽化し、現在同ダムの貯水量は十分であるにもかかわらず、本件発電所の現在の出力は本来の発電能力に達しておらず、また、漏水、漏電、磨耗等により発電機が頻繁に緊急停止する状況にあるとともに、現状のままで水車の破損、絶縁不良による火災等により完全に機能を停止するおそれもあり、これらの点は現地調査団も確認している。政府としては、そのような事態に陥れば、多数のミャンマー国民の日常生活に影響を与えることから、本件補修工事を緊急に実施する必要があると考えている。

二の3について

ミャンマー政府に照会したところ、平成十年に取水制限を行ったことはいくつかの回答を得ている。また、現地調査団からは、平成九年及び平成十年の異常な降水量の減少に伴い、モビエ・ダム周辺が渇水状況にあったため周辺の農民が取水に困難を来したことはあるが、同ダムの両脇の水路が閉鎖された事実はなく、また、農作物については、収量は減少したものの、栽培できなかったという事実はないとの報告を得ている。

その後、平成十一年及び平成十二年において降水量が回復したこと、現在は同ダムの貯水量は十分に確保されている。また、同ダムから下流域に位置する本件発電所の補修工事は同ダムの貯水量に影響を与えるものではないことから、同ダム周辺の農業に悪影響が及ぶことは想定されず、この点は現地調査団も確認した。したがって、現時点において我が国政府として特段の対策を検討していることはない。ちなみに、現地調査団によれば、同ダムのかんがい地域の農民は、同ダム建設及び本件発電所の電力を使用した揚水設備によるかんがい水路の整備により生産が安定し、二期作も可能となったこと、同ダム周辺の農村に電力が供給され生活や

教育が向上したこと等の恩恵を受けているとのことであった。

いずれにせよ、本件補修工事についての今後の調査においては、地域住民に与える影響を含め様々な側面につき検討していく考えである。

三の1について

我が国は、ミャンマーにおける出版物の事前検閲、集会及び結社の自由の制限、強制労働等、様々な人権問題について懸念しており、同国の人権状況の一層の改善が必要であると考えている。このため、同国に対し引き続き粘り強い働き掛けを行っていく所存である。

特に強制労働問題については、国際労働機関(以下「ILO」という。)審査委員会勧告を受けて同国が実施したとされる強制労働廃止のための実効的措置の実施状況等を客観的に評価する目的でILOの調査団が本年九月に同国に派遣される予定であり、我が国としては、同調査団の調査報告をも注意深く検討していく考えである。

三の2について

本件補修工事は、発電機、変圧器等の入替え等の小規模な工事を積み重ねていく性格のものであり、したがって、多数の労働者を現地で雇用したり、周辺住民を移転させたりする必要はあるプロジェクトではない。いずれにせよ、本件補修工事については、政府開発援助大綱(平成四年六月三十日閣議決定)を踏まえ、民主化の促進、基本的人権の保障等にも十分注意を払いつつ、ミャンマー政府の要請、その経済社会状況、日本とミャンマーとの二国間関係等を総合的に判断した上で、実施する旨をミャンマー政府に伝えたものであり、同大綱に抵触するものではない。

なお、ミャンマー政府に対しては、従来から、民主化、人権状況の改善等につき申し入れを行ってきたとおり、今後ともこうした働き掛けを行うとともに、本件補修工事については、ミャンマーにおける今後の状況を十分勘案しつつ実

施することを考えている。

三の3について

ミャンマー政府に照会したところ、本件発電所周辺には、地雷は埋設されておらず、また、反政府勢力の基地も存在しないとの回答を得ており、現地の治安状況に特段の問題はないと考えているが、本件補修工事の実施に際しては、同国政府に対して現地の治安の確保に努めるよう要請する等、治安状況に最大限留意していく考えである。

三の4について

我が国政府は、ミャンマーにおける民主化勢力に対する抑圧、少数民族に対する人権侵害、タイへの難民及び国内避難民に関する問題等、様々な人権問題について懸念しており、ミャンマーの民主化及び人権状況の一層の改善が必要であると考えている。このため、同国に対し引き続き粘り強い働き掛けを行っていく所存である。

四の1について

御指摘の送電線工事については、本年五月十日にユーゴスラヴィアの企業とミャンマー電力公社との間で契約が締結されたことと承知しているが、本件発電所とは直接関係がないと承知している。

また、中国及びユーゴスラヴィア両国政府に対し、我が国大使館を通じて事実関係を照会したところ、中国政府からは、我が国が供与した資金を他に使用することは制度上あり得ないとの回答を得ており、また、ユーゴスラヴィア政府からは、同政府としては当該契約に關与していないとの回答を得ている。

四の2について

我が国の政府開発援助資金は、我が国政府の認証した特定のプロジェクトに関する契約に従い当該契約業者に対し支払われることを国際約束により担保しているため、第三国において他の目的で使用されることはあり得ない。

五について

本件発電所はミャンマー全体の約二十五パーセントの電力を発電しており、そのほとんどがヤンゴン及びマンダレー両都市を中心に広く一般国民に供給されているとともに、病院や貧困層向け施設に優先して供給されている。また、ミャンマー政府電力省からは、平成十一年度の総供給量の九十五パーセントないし九十六パーセントが民生向けであるとの回答を得ている。したがって、本件補修工事はあくまでも民生目的の支援である。

六について

我が国としては、ミャンマーにおける現在の民主化及び人権状況に決して満足しているものではなく、状況改善のためにはミャンマー政府と国民民主連盟との間で現在行われている対話を更に意味のあるものとしていくことが重要と認識している。

ミャンマーに対する政府開発援助については、民主化及び人権状況の改善を見守りつつ、当面は既往継続案件や民衆に直接裨益する基礎生活分野の案件を中心に個別に検討の上実施する方針である。今後、ミャンマー政府に対し通報を行った本件補修工事その一環として実施するものであり、その際、この対話を進展させるよう強く申し入れたところである。

このようなミャンマー政府に対する働き掛けは、同国政府との関係を維持してこそ可能であり、本件援助も、この意味で、右の対話の進展等にも資するものと考えている。

平成十三年六月八日提出
質問 第八九号

政党・国会議員の寄附行為に関する質問主意書

提出者 永田 寿康

政党・国会議員の寄附行為に関する質問主意書
国会議員である国務大臣が外遊する際に日本

平成十三年六月二十九日 衆議院会議録第四十四号(一) 議長報告

国政府が大臣宿泊用に予約したホテルの部屋をキャンセルし、これに伴って発生したキャンセル料(ホテルに対する日本国政府の債務)を、国の予算で弁済することができない」との理由で当該国務大臣が肩代わりして支払った場合、これは当該国務大臣が国に対して寄附をしたこととなるのか否か、寄附に該当する場合には公職選挙法に違反することとなるのか否か、政府の見解を明らかにされたい。

二 以下のそれぞれの行為につき、公職選挙法で禁止されている寄附行為に該当するか否か、政府の見解を明らかにされたい。

① 政党の党員が党費を納め、この政党がその旨の会計の届出を選挙管理委員会に対して行い、この党員は既に当該政党の代表を選出する選挙に関する投票権を行使したり、この政党の機関紙の送付を受けていたにもかかわらず、過去に遡って当該政党が党費をこの党員に返還する行為

② 国会議員の後援会の会員が会費を納め、後援会がその旨の会計の届出を選挙管理委員会に対して行い、この会員は既に後援会機関紙の送付を受けていたにもかかわらず、過去に遡って後援会費をこの会員に返還する行為

③ 国会議員の後援会が行った政治資金規正法に規定されるパーティーにつき、このパーティーの会費を支払った者に対し、既にその旨の会計の届出を選挙管理委員会に行っているにもかかわらず、事後的にこの会費を返還する行為

内閣衆質一五一第八九号
平成十三年六月二十九日

衆議院議長 綿貫 民輔殿
衆議院議員 永田寿康君提出政党・国会議員の寄附行為に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員 永田寿康君提出政党・国会議員の寄附行為に関する質問に対する答弁書

一について

一般的には国務大臣が公務のため外国を旅行する際に日本国政府が政府として当該国務大臣の宿泊用にホテルの部屋を予約することはない。仮に国務大臣が宿泊用に予約したホテルの部屋についてその予約を取り消した場合には、ホテルに対する取消料の支払は当該国務大臣の債務となり、国の債務とはならない。公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)上の「寄附」とは、同法第七十九条第二項において「金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいう」とされておおり、右のような場合に当該国務大臣がホテルに対する自らの債務を履行することは、同項に規定する寄附に該当せず、同法上問題が生じることはないと考える。

二について
御質問は、お尋ねの政党又は国会議員の後援会がする行為が公職選挙法第九十九条の三から第九十九条の五までの規定に違反するか否かというものであると考えるところ、個別の行為がこれらの寄附の禁止の規定に違反するか否かについては、具体的事実に即して判断されるべきものと考えている。

平成十三年六月八日提出
質問 第九二号
じん肺根絶のための政府の対策に関する質問主意書

提出者

小沢 和秋 木島日出夫

じん肺根絶のための政府の対策に関する質問主意書
一九六〇年にじん肺法が施行されてから四十一

年が経過しているが、未だに我が国におけるじん肺患者の発生は多数にのぼっている。ILO・WHOは、一九九五年に「二〇〇五年までに全世界でじん肺を大幅に減少させ、二〇一五年には全世界からじん肺を根絶するべきである。そのために、各国政府はじん肺根絶計画を策定するべきである」と提起している。最も古く、かつ科学が発達した今日においても根絶できずに労働者を苦しめている職業病として、一刻も早い国家的対応が求められている。

よって、次のとおり質問する。

一 一九九五年の提言を行ったILO・WHOの我が国における担当窓口の厚生労働省として、上記提言を基本的にとのうに受けとめているのか。

二 上記提言にある「じん肺根絶計画」については、どのような方針の下で、現時点ではどのような計画が策定されているのか。あるいは今後どの部署が、どのような方針の下で計画の策定を検討しているのか。

三 現在ないしこれまでの我が国におけるじん肺予防の諸施策をもってしても、じん肺多発を事実には防ぎ得なかった原因について、厚生労働省としてはどのように認識しているのか。すなわち、どの点が不十分であり、あるいは不備があったと認識しているのか。

四 労働基準監督官の粉じん作業を伴う事業所への立ち入り検査の実態は、これまでどのようなものであったか。業種別、地域別に明らかにされたい。

五 現時点において採用され実行されているじん肺予防の諸施策は、今後のじん肺予防を実現できるものという評価をしているか。そうであるならば、現行の諸施策とそれ以前の諸施策との相違点は何か。すなわち、どの段階で何が改善された結果、そのような変化が生じたといえるのか。

六 じん肺予防の施策の重要な一つとして、粉じ

ん作業の労働時間の短縮が重要であると思われるが、それについて改善策を検討しているか。また、粉じん暴露総労働時間の制限を設ける方策は検討しているか。

七 昨年十二月に公表された「ずい道等建設工事現場における粉じん対策に関するガイドライン」について、実効性を持たせるためにどのような施策の実施を予定しているか。発注者、施工者に対する説明会が計画、実施されているが、作業従事者に対するガイドラインの周知徹底の必要性は認識しているか。また、そのためにどのようなことを検討、計画しているか。

八 すべての粉じん職場における粉じん測定を法的義務とすることが必要であるという認識をしているか。これについて厚生労働省は、どのような方針、計画を策定しているか。

九 じん肺症の発症自体を未然に防止するための法制度の整備、改善の他、現在も相当数のじん肺患者が毎年発生し続けていることにかんがみると、じん肺症の重症化を極力防止することも重要であり、十分な健康管理を行う必要がある。具体的には、常時粉じん職場に従事している者だけでなく、粉じん作業離職者に対して、比較的軽症のじん肺患者(管理区分二の者)や、じん肺所見のない者であっても、すべて一年に一回の定期的なじん肺健康診断を実施するべきである。しかも、それを実質的に保障するためには、健康管理手帳を交付する対象者を抜本的に拡大して、粉じん職場従事者にはすべて健康管理手帳を交付すること、ならびに粉じん職場在職中は事業者の負担でじん肺健康診断を実施し、その離職者に対しては国の負担で健康診断を継続して実施するべきであると考え、以上の諸点について、厚生労働省としては、どのような認識を有しているか。また、仮に上記の改善が早急に行えないとしたらその理由は何か。

十 じん肺管理区分二及び三の者で労災保険の支給を受けていない者に対しては、なるべく早期に他の適切な職場を確保しつつ粉じん職場から

離脱させることが望まれる。じん肺中、軽症患者の生活や就業場所を確保しつつじん肺の進展を防止するために、どのような対策を検討しているか。

十一 じん肺に合併した原発性肺がんについて、昨年十二月に労働省から「じん肺症患者に発生した肺がんの補償に関する専門検討会報告書」が出されているが、今後、管理二、三のじん肺患者に合併した原発性肺がんの患者をも労災補償の対象とすることに向けて、今後具体的にどのような方策を取られるのか明らかにされない。

十二 結晶性シリカの発がん性について、IARC(国際がん学会)は既に一九九六年に発がん性ありとしており、また日本産業衛生学会も同様に発がん物質であるとの見解を表明している。厚生労働省としてはこの点についてどのように認識しているか。右質問する。

内閣衆質一五一第九二号
平成十三年六月二十九日

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員小沢和秋君外一名提出じん肺根絶のための政府の対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員小沢和秋君外一名提出じん肺根絶のための政府の対策に関する質問に対する答弁書

一及び二について

平成七年に国際労働機関(ILO)及び世界保健機関(WHO)が協調して対応すべき事項として提案したじん肺の根絶のための共同計画は、世界中からじん肺(シリカ)の原因とするじん肺をなくすことを目的とし、先進国と発展途上国との間の長期的な協力を促進すること、国家レベルでのじん肺をなくす計画の策定を促進する

こと等を内容としたものであると認識している。

我が国においては、従来から、じん肺の適正な予防、健康管理等を図るという方針の下、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)及びじん肺法(昭和三十五年法律第三十号)に基づく対策を実施しているところである。

さらに、現在実施している第九次労働災害防止計画(平成十年度を初年度とする五箇年計画)においても、じん肺の減少を図ることを目的とする工学的対策及び健康管理対策を盛り込むとともに、同計画に基づき、じん肺の発生及び進行を防止するため、第五次粉じん障害防止総合対策を実施しているところである。

三及び五について
労働安全衛生法、じん肺法等に基づきこれまで講じてきているじん肺の予防、健康管理等の措置は効果的であると考えているところであり、これらの措置の結果、じん肺新規有所見者

数ある年に事業者が実施したじん肺健康診断において初めてじん肺の所見があるとされた者として、当該事業者から都道府県労働局長に対して報告があったものの数及び当該数がじん肺健康診断受診者数(当該年より前にじん肺の所見があるとされた者の数を除く)に占める割合は、昭和五十四年においては、それぞれ七千五百三十四人及び三・六パーセントであったものが、平成十一年においては、それぞれ四百十四人及び〇・二パーセントと、いずれも大幅に減少しているところである。

四について

平成十一年において、粉じん作業を行う事業場を含め労働基準監督官が臨検等を行った事業場数は、十四万六千六百六十件であり、当該事業場におけるじん肺法及び粉じん障害防止規則(昭和五十四年労働省令第十八号)に関する違反件数は、次のとおりである。なお、地域別の集計は行っていない。

違反件数	計			
	製造業	鉱業	建設業	その他
じん肺法第七条から第九条までに係る違反件数	一、二九四	一、一七九	三二	六一
粉じん障害防止規則(労働安全衛生法第二十二号案及び第六十五号案)に係る違反件数	二、一三二	一、七七九	二二	三三八

(備考) 違反件数は、各条文ごとの違反件数の総計(一の事業場で二件の違反があった場合には、二件として計上)である。

六について

粉じん障害防止規則第一条第二項において、事業者は、作業時間の短縮等の措置を講ずるよう努めなければならないとされているところであるが、粉じん作業は、個々の事業場によって、作業の工程、作業の態様、粉じんの発生の態様等が異なることから、粉じん作業時間の制限を一律に設けることは適当でないと考えている。

七について

ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン(平成十二年十二月二十六日付け基発第七百六十八号の二労働省労働基準局長通達別添一。以下「ガイドライン」という。)については、厚生労働省において、ずい道等建設工事の発注者及び事業者に対する説明会を実施してきたところであり、今後とも、ガイドラインの周知に努めるとともに、都道府県労働局及び

労働基準監督署を通じて、ずい道等建設工事現場においてガイドラインに沿った取組が実施されるよう指導していくこととしている。

また、ガイドラインに示している対策を労働者に周知徹底することは必要であるとの認識の下、ガイドラインにおいては、事業者はその労働者に対し粉じん障害を防止するために必要な教育を実施することとしており、厚生労働省においては、当該教育の実施が徹底されるよう指導していくこととしている。

八について
屋外作業については、作業場所や作業環境が日々変化すること、自然環境の影響を受けやすいこと等の状況にあるため、作業環境の良否の判断の指標となる客観的な評価基準を定めることが現状では困難である。このため、粉じん作業を行うすべての作業場について粉じん濃度の測定を義務付けることは考えていない。

なお、ずい道等建設工事現場については、これまでの調査研究の結果を踏まえ、ガイドラインにおいて換気の実施等の効果を確認するための粉じん濃度等の測定を実施することとしていくところである。

九について
常時粉じん作業に従事する労働者であつてじん肺法に基づくじん肺管理区分が管理二又は管理三であるもの及び常時粉じん作業に従事していた労働者であつてじん肺管理区分が管理三であるものについては、じん肺法により一年以内ごとに一回のじん肺健康診断の実施を事業者が義務付けているところであり、その他の労働者については、現在の医学的知見によれば、最低年一回のじん肺健康診断の実施を事業者が義務付ける必要はないと考えている。

また、常時粉じん作業に従事する労働者等については、在職中は事業者の負担によりじん肺健康診断を実施しているが、離職後は、じん肺管理区分が管理三である者については、労働安全衛生法に基づき離職の際に又は離職の後に、

申請に基づき健康管理手帳を交付し、国の負担により定期的に健康診断を受診する機会を設けているところである。その他の離職者については、定期的な健康診断の実施を一律に必要とする医学的知見は得られていないことから、じん肺法に基づき随時じん肺管理区分決定申請を行えることとし、その結果じん肺管理区分が管理三に決定された者に対し、健康管理手帳を交付するとともに、国の負担により定期的に健康診断を受診する機会を設けているところである。

十について
常時粉じん作業に従事する労働者のうちじん肺管理区分が管理二又は管理三である者については、粉じんにさらされる程度を低減させるため、じん肺法第二十条の三の規定に基づき事業者は就業場所の変更等の措置を講ずるよう努めなければならないこととされている。

また、じん肺法第二十一条の規定に基づき、事業者は、じん肺管理区分が管理三である労働者であつて常時粉じん作業に従事している者について都道府県労働局長より粉じん作業以外の作業に従事させるべき旨の勧奨を受けた場合、又はじん肺管理区分が管理三である労働者が現に常時粉じん作業に従事している場合については、当該労働者を粉じん作業以外の作業に従事させることとするよう努めなければならないこととされているとともに、都道府県労働局長は、じん肺管理区分が管理三である者であつて当該労働者の健康を保持するため必要であると認められたものについては、事業者に対して粉じん作業以外の作業に従事させるよう指示することができるとされており、これらにより常時粉じん作業に従事しなくなった労働者に対しては、同法第二十二條の規定に基づき事業者は転換手当を支払わなければならないこととされている。

さらに、じん肺有所見者に対しても公共職業安定所及び職業訓練のための施設を活用し、できる限り早期に他の適切な職場を確保できるようにしているところである。

厚生労働省においては、今後ともこれらの施策の適切な実施に努めてまいりたい。

十一について
進展したじん肺の所見がある者に肺がんが発生した場合には、肺がんの早期発見が困難となること、治療の適用範囲が狭められること等の医療実践上の不利益が認められることから、じん肺管理区分が管理四である者を労災補償の対象としてきたところである。御指摘の報告書において、現時点においても臨床医学的知見から、進展したじん肺有所見者に発生した肺がんに対する医療実践上の不利益の存在は認められる。しかし、じん肺所見の程度と具体的な医療実践上の不利益の程度との関係については、別途、更なる確かな労災補償を行うという観点から調査検討する必要があることとされたことを踏まえ、現在、厚生労働省において、医学の専門家による検討を行っているところであり、その結論を踏まえ、必要な措置を講ずることとしている。

十二について
平成九年に国際がん研究機関(IARC)が、結晶質シリカに人に対する発がん性があるとする評価を行い、これを受け厚生労働省において「職業がん対策専門家会議」を開催し、同会議において、昨年十一月に「シリカの発がん性を的確に評価することは困難であり、現時点ではシリカそのものの発がん性に関しては引き続き情報収集に努めることが望ましい」とする検討結果がまとめられた。また、本年四月には、日本産業衛生学会に属する「許容濃度等に関する委員会」がIARCの評価を支持する提案を同学会に対して行い、同学会は、当該提案を了承し、一年間学会内外の意見を求めた後正式な決定を行うこととしたところである。

まえ、今後、医学の専門家からなる検討会を開催し、その結論を踏まえた上で適切な対応を図ることとしたい。

平成十三年六月二十二日提出
質問 第一〇八号

国務大臣の国会審議に対する姿勢に関する質問主意書

提出者 永田 寿康

1 国務大臣の国会審議に対する姿勢に関する質問主意書

田中外務大臣は平成十三年六月十三日付で別紙の「要請書」を衆議院外務委員長肥後一氏にファックスで送付した。

① この要請は、内閣の一致した方針として行われたものか、見解を明らかにされたい。

② 内閣の一致した方針でない場合、本件要請については、内閣は容認する方針であるのか、見解を明らかにされたい。

③ このような要請は、今後とも田中外務大臣又は他の国務大臣から行われる可能性があるのか、見解を明らかにされたい。

2 田中外務大臣は平成十三年六月二十一日、衆議院外務委員長肥後一氏に電話で話をし、特定の衆議院外務委員会委員の質問について、その内容や質問時間に関する要請を行った。この様な要請は、行政府による立法府の審議権を不当に侵害するものであり、極めて遺憾である。

① この要請は、内閣の一致した方針として行われたものか、見解を明らかにされたい。

② 内閣の一致した方針でない場合、本件要請については、内閣は容認する方針であるのか、見解を明らかにされたい。

③ このような要請は、今後とも田中外務大臣又は他の国務大臣から行われる可能性があるのか、見解を明らかにされたい。

平成13年6月14日

送 り 状

件 名: 資 料 送 付 の 件

送付先: 衆議院決算行政監視委員会 委員長 持永 和見 殿 (FAX:03-3592-2692)
 衆議院安全保障委員会 委員長 川端 達夫 殿 (FAX:03-3502-5813)
 衆議院沖縄北方特別委員会 委員長 大木 浩 殿 (FAX:03-3508-3218)

参議院決算委員会 委員長 谷川 秀善 殿 (FAX:03-5612-2440)
 参議院行政監視委員会 委員長 続 訓弘 殿 (FAX:03-3595-1113)
 参議院沖縄北方特別委員会 委員長 笠井 亮 殿 (FAX:03-3508-8524)

発信者: 外務省大臣官房総務課 首席事務官 梨 田
 FAX: 03-3580-2042
 TEL: 03-3581-2807 (直通)

本 文: 田中大臣の指示により、貴委員会における取材規制に関する要請書を、
 別添の通り送付致します。よろしくご査収願います。

(7)

サイ ズ	A 4	B 4	B 5	
枚 数 (本紙含まず)	2			

2001年(平成13年)6月13日

衆議院事務総長 谷 福 丸 殿
参議院事務総長 堀 川 久 士 殿
衆議院外務委員会
委員長 土 肥 隆 一 殿
参議院外交防衛委員会
委員長 服 部 三男雄 殿
自由民主党
外交部会長 河 本 英 典 殿
参議院自由民主党
外交防衛部会長 服 部 三男雄 殿

東京都港区西新橋二丁目17番2号

シグマ虎ノ門ビル9階

弁護士 竹 田 真 一 郎

電話 5733-4541

FAX. 3433-0650



要 旨

当職は、外務大臣田中眞紀子氏の依頼に基づき、同氏の代理人として本要請をいたします。

第1 要請の趣旨

院内における田中外務大臣に対する報道機関の過剰な取材行為を規制すべく早急に適切な措置を講じるよう要請する。

第2 要請の理由

- 1 外務大臣就任以降、田中眞紀子氏に対する多数報道機関による昼夜の別のない過剰な取材活動が今日まで続いております。いわゆるパパラッチと称すべき者もあり、それら報道関係者の狙いは、田中氏の公的冒動というより、むしろ個人的な一挙一動を写真、ビデオ等の映像に収めることにあります。
- 2 このような状況は衆参両院内においても異ならず、同様の過剰取材が公然と行われていることは誠に遺憾といわざるをえません。
例えば委員会等の場における取材行為をみると、開会から閉会に至るまでの長

時間にわたり取材陣のカメラは殆ど常に田中眞紀子氏の動きに焦点を当て、同氏が髪に手を触れる、コップの水を飲む、といったその場における議事とは無関係な個人的所作を撮影し続けているというのが実情です。

また、このように常時カメラの砲列に晒されている事態に加え、執拗なブラサガリ取材、顔前でのフラッシュ撮影、更には女性用洗面所での待ち伏せ取材など、昨今の田中氏に対する取材方法は常軌を逸しており、仮りにそれが公共目的によるものであったとしても、これらの行為は明らかに人権侵害の域に達しております。

- 3 もとより院は議論の場であり、したがってそこにおける取材は議場の目的に副った一定の規制を受けるべきものと考えます。議論そのものの報道を目的とせず、あるいはむしろ田中氏個人の挙動を狙いとする取材陣に囲まれて議事が行われることは異常であり、また田中氏の前述したような所作に応じて一斉にシャッターが切られその音が響きわたる議場も異常です。これらは議事の円滑な進行を妨げるのみならず、院をあたかも見せ物小屋化し、ただ面白可笑しい題材を提供する場におとしめ、ひいては院の権威を損なうものです。

加えて、上述したような人権侵害ともいふべき取材方法は、仮りにそれが公共の目的から出たとしても、断じて許されるものではありません。

- 4 これまでも田中氏本人から口頭で警処方を申し入れてきたところですが、事態改善の動きがみられないため、あらためて文警により本要請をする次第です。

以 上

FAX枚数 2枚

第三條第一項中「第四條第一号を」第五條第一号に改め、同條第二項ただし書中「但しを」ただしに改める。

第三十二條中「従業者が」を「従業者が、その前に、前二條を」第五十三條第一号又は第五十五條に改め、「その法人又は人が、違反の計画を知りその防止に必要な措置を講じなかつたとき、違反行為を知りその是正に必要な措置を講じなかつたとき、又は違反を教唆したときは」を削り、同條を第五十七條とし、同條の前に次の一條を加える。

第五十六條 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定認定機関又は指定検査機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十八條(第四十七條において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定に違反して第三十八條に規定する事項を記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第四十條第一項(第四十七條において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第四十九條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第五十條第二項又は第三項の規定による当該職員の立入り又は検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第三十一條中「二」を「いずれかに」に、「一万円を」三十万円に改め、同條第一号中「第十二條、第十三條、第十四條第一項を」第十五條、第十六條、第十七條第一項に、「第十七條を」第二十條に改め、同條第二号中「第二十八條第一項を」第五十條第一項に改め、同條を第五十五條とし、同條の前に次の二條を加える。

第五十三條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第四條第一項、第二項若しくは第六項又は第十條第一項の規定に違反した者

二 第四十二條第一項(第四十七條において準用する場合を含む。)の規定に違反してその職務に関して知り得た秘密を漏らした者

第五十四條 第四十四條第一項(第四十七條において準用する場合を含む。)の規定による業務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定認定機関又は指定検査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十條を削る。

「第七章 罰則」を「第八章 罰則」に改める。

第二十九條を第五十一條とし、第六章中同條の次に次の一條を加える。

(手数料)

第五十二條 第二十五條第一項の規定により検査を受けようとする者は、検査に要する費用の範囲内において農林水産省令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 都道府県は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百一十七條の規定に基づき認定又は検査に係る手数料を徴収する場合においては、第九條第一項の規定により指定認定機関が行う認定又は第十四條第一項の規定により指定検査機関が行う検査を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該指定認定機関又は当該指定検査機関へ納めさせ、その収入とすることが出来る。

し、同條第一項の次に次の二項を加える。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定認定機関の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定検査機関の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第二十八條を第五十條とする。

第二十七條の見出しを「(不服申立て)」に改め、同條第二項中「第七條を」第八條に改め、同條に次の一項を加える。

3 この法律の規定による指定認定機関又は指定検査機関の処分又は不作為について不服がある者は、当該指定認定機関又は指定検査機関を指定した農林水産大臣又は都道府県知事に対し、行政不服審査法による審査請求をすることが出来る。

第二十七條を第四十八條とし、同條の次に次の一條を加える。

(報告の徴収)

第四十九條 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告させることができる。

令で定めるところにより、認定の業務を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第三十條 次の各号のいずれかに該当する者は、第九條第一項の指定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第四十四條第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの(指定の基準)

第三十一條 農林水産大臣又は都道府県知事は、第九條第一項の指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 農林水産省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が認定を実施し、その数が農林水産省令で定める数以上であること。

二 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて農林水産省令で定める構成員の構成が認定の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(指定の公示等)

第三十二條 農林水産大臣又は都道府県知事は、第九條第一項の指定をしたときは、指定認定機関の名称及び住所並びに認定の業務を行う事務

令で定めるところにより、認定の業務を行おうとする者の申請により行う。

(指定の基準)

第三十一條 農林水産大臣又は都道府県知事は、第九條第一項の指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 農林水産省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が認定を実施し、その数が農林水産省令で定める数以上であること。

二 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて農林水産省令で定める構成員の構成が認定の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 前号に定めるもののほか、認定が公正にならざるおそれがないものとして、農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

四 認定の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有するものであること。

五 その指定をすることによつて申請に係る認定の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

(指定の公示等)

第三十二條 農林水産大臣又は都道府県知事は、第九條第一項の指定をしたときは、指定認定機関の名称及び住所並びに認定の業務を行う事務

令で定めるところにより、認定の業務を行おうとする者の申請により行う。

(指定の基準)

第三十一條 農林水産大臣又は都道府県知事は、第九條第一項の指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 農林水産省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が認定を実施し、その数が農林水産省令で定める数以上であること。

二 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて農林水産省令で定める構成員の構成が認定の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 前号に定めるもののほか、認定が公正にならざるおそれがないものとして、農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

四 認定の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有するものであること。

五 その指定をすることによつて申請に係る認定の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

(指定の公示等)

第三十二條 農林水産大臣又は都道府県知事は、第九條第一項の指定をしたときは、指定認定機関の名称及び住所並びに認定の業務を行う事務

令で定めるところにより、認定の業務を行おうとする者の申請により行う。

(指定の基準)

第三十一條 農林水産大臣又は都道府県知事は、第九條第一項の指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 農林水産省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が認定を実施し、その数が農林水産省令で定める数以上であること。

二 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて農林水産省令で定める構成員の構成が認定の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 前号に定めるもののほか、認定が公正にならざるおそれがないものとして、農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

四 認定の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有するものであること。

五 その指定をすることによつて申請に係る認定の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

(指定の公示等)

第三十二條 農林水産大臣又は都道府県知事は、第九條第一項の指定をしたときは、指定認定機関の名称及び住所並びに認定の業務を行う事務

令で定めるところにより、認定の業務を行おうとする者の申請により行う。

(指定の基準)

第三十一條 農林水産大臣又は都道府県知事は、第九條第一項の指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 農林水産省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が認定を実施し、その数が農林水産省令で定める数以上であること。

所の所在地を公示しなければならない。

2 指定認定機関は、その名称若しくは住所又は認定の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を農林水産大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

3 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の更新)

第三十三條 第九條第一項の指定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第二十九條から第三十一條までの規定は、前項の指定の更新について準用する。

(認定の方法)

第三十四條 指定認定機関は、認定を行うときは、第三十一條第一号に規定する者に認定を実施させなければならない。

(認定の義務)

第三十五條 指定認定機関は、認定を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、認定を行わなければならない。

(報告)

第三十六條 指定認定機関は、認定を行ったときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣又は都道府県知事に報告しなければならない。

(業務規程)

第三十七條 指定認定機関は、認定の業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、農林水産大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、農林水産省令で定める。

3 農林水産大臣又は都道府県知事は、第一項の認可をした業務規程が認定の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(帳簿の記載)

第三十八條 指定認定機関は、農林水産省令で定めるところにより、帳簿を備へ、認定に関し農林水産省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(照会)

第三十九條 指定認定機関は、認定の適正な実施のため必要な事項について、農林水産大臣又は都道府県知事に照会することができる。この場合において、農林水産大臣又は都道府県知事は、当該照会をした者に対して、照会に係る事項の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

(業務の休廃止)

第四十條 指定認定機関は、認定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を農林水産大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(解任命令)

第四十一條 農林水産大臣又は都道府県知事は、第三十一條第一号に規定する者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その指定認定機関に対し、同号に規定する者を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)

第四十二條 指定認定機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、認定の業務に関して知り得た秘密を漏つしてはならない。

2 認定の業務に従事する指定認定機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令)

第四十三條 農林水産大臣又は都道府県知事は、指定認定機関が第三十一條第一号から第四号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定認定機関に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第四十四條 農林水産大臣又は都道府県知事は、指定認定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて認定の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この節の規定に違反したとき。

二 第三十條第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 第三十七條第一項の認可を受けた業務規程によらないで認定を行ったとき。

四 第三十七條第三項、第四十一條又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第九條第一項の指定を受けたとき。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消し、又は認定の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(農林水産大臣又は都道府県知事による認定の業務の実施)

第四十五條 農林水産大臣又は都道府県知事は、指定認定機関から第四十條第一項の規定による認定の業務の全部若しくは一部の休止の届出があつたとき、前条第一項の規定により指定認定機関に対し認定の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定認定機関が天災その他の事由により認定の業務の全部若しくは一部の

を実施することが困難となつた場合において必要があるとき、当該認定の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の規定により認定の業務を行うこととし、又は同項の規定により行つてゐる認定の業務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 農林水産大臣又は都道府県知事が第一項の規定により認定の業務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定認定機関から第四十條第一項の規定による認定の業務の全部若しくは一部の廃止の届出があつた場合又は前条第一項の規定により指定認定機関の指定を取り消した場合における認定の業務の引継ぎその他の必要な事項は、農林水産省令で定める。

第二節 指定検査機関

(指定検査機関の指定)

第四十六條 第十四條第一項の指定は、農林水産省令で定めるところにより、検査の業務を行うものとする者の申請により行う。

(準用)

第四十七條 第三十條から第三十八條まで及び第四十條から第四十五條までの規定は、指定検査機関について準用する。この場合において、第三十條、第三十一條、第三十二條第一項、第三十三條第一項及び第四十四條第一項第五号中「第九條第一項」とあるのは、「第十四條第一項」と、第三十一條、第三十二條、第三十六條、第三十七條第一項及び第三項、第四十條、第四十一條並びに第四十三條から第四十五條までの規定中「農林水産大臣又は都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事」と、第三十一條各号、第三十二條第一項及び第二項、第三十四條から第三十六條まで、第三十七條第一項及び第三項、第三十八條、第四十條第一項、第四十二條、第四十四條並びに第四十五條中「認定」とあるのは、「検査」と読み替へるものとする。

第二十四条を削る。

第二十三条中「しゅん工」を「しゅん工」に改め、第四章中同条を第二十六条とする。

第二十二條第一項中「第三條の二第一項」を「第四條第一項」に、「左」を「次に」に、「しゅん工」を「しゅん工」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 漁ろう設備

第二十二條を第二十五条とする。

第二十一條中「の外」を「のほか」に改め、第三章中同条を第二十四条とし、第二十條の二を第二十三條とし、第二十條を第二十二條とする。

第十九條を削る。

第十八條を第二十一條とする。

第十七條の見出し中「まづ消」を「抹消」に改め、同条第一項中「左」を「次に」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「事由が」を「理由が」に、「事由を具して」を「その理由を付して」に改め、同項第一号中「第十五條」を「第十八條」に改め、同条第三項中「第十三條」を「第十六條」に、「まづ消」を「抹消」に改め、同条を第二十條とする。

第十六條の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条中「第九條第一項」を「第十條第一項」に、「左」を「次の二に」、「一」を「いづれかに」に、「第六條第二項」を、「第七條第二項」に改め、同条第一号中「第三條の二」を「第四條」に改め、同条第二号中「第十一條の二」を「第十三條」に改め、同条を第十九條とする。

第十五條第二項第三号中「知れない」を「不明になつた」に改め、同条第二項中「第九條」を「第十條」に改め、同条を第十八條とする。

第十四條第一項中「第九條第一項」を「第十條第一項」に、「事由を具して」を「理由を付して」に改め、同条第二項中「第九條第一項」を「第十條第一項」に改め、同条第三項中「第十條各号」を「第十一條各号」に改め、同条を第十七條とする。

第十三條中「第十一條第一項」を「第十二條第一項」に改め、同条を第十六條とする。

項に改め、同条を第十六條とする。

第十二條の見出し中「備えつけ」を「備付け」に改め、同条中「第十一條」を「第十二條」に、「備えつけて」を「備え付けて」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「事由を」を「理由」に改め、同条を第十五條とする。

第十一條の二中「第十四條第三項」を「第十七條第三項」に、「三年」を「五年」に改め、同条を第十三條とし、同条の次に次の一條を加える。

(指定検認機関)

第十四條 都道府県知事は、その指定する者(以下「指定検認機関」という。)に、前条の規定による検認(以下「検認」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により指定検認機関に検認の業務の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該検認の業務の全部又は一部を行わないものとする。

第十一條第一項中「第九條第一項」を「第十條第一項」に改め、同条第三項中「き損」を「き損に」に、「事由を具して」を「理由を付して」に改め、同条を第十二條とする。

第十條中「左の二」を「次の二に」、「一」を「いづれかに」に改め、同条第一号中「第三條の二第一項」を「第四條第一項」に改め、同条第二号中「第四條第三号」を「第五條第三号」に改め、「許可」の下に「その他の処分を加え、同条第三号中「第七條」を「第八條」に改め、同条第四号中「第十六條第三号」を「第十九條第三号」に、「取消」を「取消し」に改め、同条を第十一條とする。

第九條第三項中「第三條の二第一項」を「第四條第一項」に改め、同条を第十條とする。

第八條を削る。

第七條中「第三條の二」を「第四條の二」に、「しゅん工」を「しゅん工」に、「第三條の二第三項第三号」を「同条第三項第三号」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条を第八條とし、第二章中同条の次に次の一條を加える。

(指定認定機関)

第九條 農林水産大臣又は都道府県知事は、その指定する者(以下「指定認定機関」という。)に、前条の規定による認定(以下「認定」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の規定により指定認定機関に認定の業務の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該認定の業務の全部又は一部を行わないものとする。

第六條第一項中「第三條の二第一項」を「第四條第一項」に改め、同条を第七條とする。

第五條第一項中「左の二」を「次の二に」、「一」を「いづれかに」に、「第三條の二第一項」を「第四條第一項」に改め、同項第一号中「しゅん工」を「しゅん工」に改め、同項第四号中「第三條の二第七項」を「第四條第七項」に改め、同項第五号中「前条第三号の漁業に該当し、且つ、同号の起業の認可を要する」を「第四條第一項第一号又は第二号に掲げる漁業に該当する」に、「同号の漁業に該当する場合において、同号の許可」を「許可その他の処分」に改め、同条第二項中「事由」を「理由」に、「第三條の二第一項」を「第四條第一項」に改め、同条を第六條とする。

第四條第一号中「定が」を「定めが」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第二号中「定が」を「定めが」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 その申請に係る動力漁船の従事する漁業が前条第一項第一号又は第二号に掲げる漁業に該当する場合において、その漁業につき起業の認可を受けていることその他の漁業に必要なる許可その他の処分の見込みがあると認められるものでないとき。

第四條を第五條とする。

第三條の二第一項中「次に掲げる」を削り、「動力漁船」を「動力漁船(長さ十メートル未満のもの)」を除く。以下この章において同じ。

二「第三号」を「第二号又は第四号」に、「改造後」を、その改造後に改め、同項

各号を次のように改める。

一 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十二條第一項に規定する指定漁業又は同法第六十五條第一項若しくは水産資源保護法(昭和二十八年法律第三百二十三号)第四條第一項の規定に基づく農林水産省令の規定により農林水産大臣の許可その他の処分を要する漁業に従事する動力漁船

二 漁業法第六十五條第一項若しくは水産資源保護法第四條第一項の規定に基づく規則の規定又は漁業法第六十八條第一項の規定により都道府県知事の許可その他の処分を要する漁業に従事する動力漁船(前号に掲げるものを除く。)

三 前二号に掲げるもの以外の動力漁船で総トン数二十トン以上のもの

四 前三号に掲げるもの以外の動力漁船

第二條の二第二項中「の外」を「のほか」に改め、「同項各号に掲げる」を削り、同条を第四條とする。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、平成十四年一月一日から施行する。

(施行前の準備)

第二條 この法律による改正後の漁船法(以下「新法」という。)第九條第一項又は第十四條第一項の指定を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。新法第三十七條第一項(新法第四十七條において準用する場合を含む。)の規定による業務規程の認可の申請についても、同様とする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第三條 この法律による改正前の漁船法(以下「旧法」という。)の規定により農林水産大臣又は都道府県知事がした許可、認定その他の処分は、新法の相当規定に基づいて農林水産大臣又は都

平成十三年六月二十九日 衆議院会議録第四十四号(一)

三三

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

文部科学委員会

- 一、文部科学行政の基本施策に関する件
- 二、生涯学習に関する件
- 三、学校教育に関する件
- 四、科学技術及び学術の振興に関する件
- 五、科学技術の研究開発に関する件
- 六、文化、スポーツ振興及び青少年に関する件

厚生労働委員会

- 一、予防接種法の一部を改正する法律案(内閣提出第三五号)
- 二、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三八号)
- 三、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案(山花郁夫君外五名提出、衆法第四一号)
- 四、児童福祉法の一部を改正する法律案(金田誠一君外五名提出、衆法第四二号)
- 五、建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律案(熊代昭彦君外四名提出、衆法第一七号)
- 六、厚生労働関係の基本施策に関する件
- 七、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件
- 八、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件

農林水産委員会

- 一、農林水産関係の基本施策に関する件
- 二、食料の安定供給に関する件
- 三、農林水産業の発展に関する件
- 四、農林漁業者の福祉に関する件
- 五、農山漁村の振興に関する件
- 六、経済産業委員会
- 一、経済産業の基本施策に関する件
- 二、資源エネルギー及び原子力安全・保安に関する件

三、特許に関する件

- 四、中小企業に関する件
- 五、私的独占の禁止及び公正取引に関する件
- 六、鉱業と一般公益との調整等に関する件
- 七、国土交通委員会
- 一、国土交通行政の基本施策に関する件
- 二、国土計画、土地及び水資源に関する件
- 三、都市計画、建築及び地域整備に関する件
- 四、河川、道路、港湾及び住宅に関する件
- 五、陸運、海運、航空及び観光に関する件
- 六、北海道開発に関する件
- 七、気象及び海上保安に関する件
- 八、環境保全の基本施策に関する件
- 九、循環型社会の形成に関する件
- 一〇、公害の防止に関する件
- 一一、自然環境の保護及び整備に関する件
- 一二、快適環境の創造に関する件
- 一三、公害健康被害救済に関する件
- 一四、公害紛争の処理に関する件
- 一五、安全保障委員会
- 一、国の安全保障に関する件
- 二、予算委員会
- 一、予算の実施状況に関する件
- 二、決算行政監視委員会
- 一、平成十年度一般会計歳入歳出決算
- 二、平成十年度特別会計歳入歳出決算
- 三、平成十年度国税収納金整理資金受払計算書
- 四、平成十年度国有財産無償貸付状況総計算書
- 五、歳入歳出の実況に関する件
- 六、国有財産の増減及び現況に関する件
- 七、政府関係機関の経理に関する件
- 八、国が資本金を出資している法人の会計に関する件

関する件

- 八、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件
- 九、行政監視に関する件
- 一〇、議院運営委員会
- 一、国立国会図書館法の一部を改正する法律案(鳩山由紀夫君外五名提出、第百五十回国会衆法第一八号)
- 二、国会法等改正に関する件
- 三、議長よりの諮問事項
- 四、その他議院運営委員会の所管に属する事項

災害対策特別委員会

- 一、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(前原誠司君外二名提出、第百五十回国会衆法第一九号)
- 二、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(前原誠司君外二名提出、第百五十回国会衆法第二〇号)
- 三、災害対策に関する件
- 四、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会
- 一、永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等の付与に関する法律案(冬柴鐵三君外一名提出、第百四十八回国会衆法第一号)
- 二、永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等の付与に関する法律案(北橋健治君外六名提出、第百四十八回国会衆法第二号)
- 三、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する件
- 四、石炭対策特別委員会
- 一、石炭対策に関する件
- 二、沖縄及び北方問題に関する特別委員会
- 一、沖縄及び北方問題に関する件

国会等の移転に関する特別委員会

- 一、国会等の移転に関する件
- 二、今十九日、本院は、閉会中次のとおり委員会が審査を継続することを議決した旨参議院及び内閣に通知した。
- 三、内閣委員会
- 一、少子化社会対策基本法案(中山太郎君外八名提出、衆法第五三三号)
- 二、道路交通法の一部を改正する法律案(長妻昭君外一名提出、衆法第五七号)
- 三、道路交通法の一部を改正する法律案(西村眞悟君提出、衆法第六三三号)
- 四、防衛省設置法案(野田毅君提出、衆法第六四九号)
- 五、個人情報保護に関する法律案(内閣提出第九〇号)
- 六、総務委員会
- 一、国家公務員法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(石井紘基君外六名提出、衆法第五八八号)
- 二、独立行政法人通則法の一部を改正する法律案(石井紘基君外六名提出、衆法第五九号)
- 三、特殊法人の役員等の報酬等の規制に関する法律案(石井紘基君外六名提出、衆法第六〇号)
- 四、日本放送協会平成十一年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書
- 五、法務委員会
- 一、民法の一部を改正する法律案(枝野幸男君外七名提出、衆法第二三三号)
- 二、商法及び株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外四名提出、衆法第三一三号)
- 三、商法及び株式会社の監査等に関する商法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(太田誠一君外四名提出、衆法第三二二号)
- 四、民法の一部を改正する法律案(漆原良夫君外二名提出、衆法第五四四号)

財務金融委員会

証券取引委員会設置法案(海江田万里君外十名提出、衆法第三三三号)
日本銀行法の一部を改正する法律案(石井紘基君外六名提出、衆法第六一号)
文部科学委員会
芸術文化振興基本法案(斎藤鉄夫君外二名提出、衆法第五〇号)
厚生労働委員会
医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法の一部を改正する法律案(中川智子君外八名提出、衆法第一三三号)
ホームレスの自立の支援等に関する臨時措置法案(鍵田節哉君外九名提出、衆法第四九号)
医療法の一部を改正する法律案(今野東君外十二名提出、衆法第五五号)
農林水産委員会
農業経営再建特別措置法案(小平忠正君外二名提出、衆法第二一〇号)
国土交通委員会
公共事業基本法案(前原誠司君外一名提出、衆法第三六号)
公共事業関係費の量的縮減に関する臨時措置法案(前原誠司君外一名提出、衆法第三七号)
公共事業一括交付金法案(前原誠司君外一名提出、衆法第三八号)
ダム事業の抜本的な見直し及び治水のための森林の整備の推進等のための緊急措置法案(前原誠司君外一名提出、衆法第三九号)
決算行政監視委員会
平成十二年度一般会計公共事業等予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(承諾を求めるの件)
平成十二年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その一)(承諾を求めるの件)
平成十二年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その一)(承諾を求めるの件)

平成十二年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(その一)(承諾を求めるの件)
平成十二年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その二)(承諾を求めるの件)
平成十二年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その二)(承諾を求めるの件)
平成十二年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(その二)(承諾を求めるの件)
平成十二年度一般会計歳入歳出決算
平成十二年度特別会計歳入歳出決算
平成十二年度国庫収納金整理資金受払計算書
平成十二年度政府関係機関決算書
平成十二年度国有財産増減及び現在額計算書
平成十二年度国有財産無償貸付状況総計算書
議院運営委員会
国会法の一部を改正する法律案(前原誠司君外一名提出、衆法第四〇号)
政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会
公職選挙法の一部を改正する法律案(中野寛成君外十五名提出、衆法第二五号)
衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案(鹿野道彦君外三名提出、衆法第四五号)
政治資金規正法等の一部を改正する法律案(鹿野道彦君外三名提出、衆法第五六号)
公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案(中井治君提出、衆法第六二二号)
(通知書受領)
、今二十九日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

るの件)

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律
林業基本法の一部を改正する法律
林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律
森林法の一部を改正する法律
個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律
土地収用法の一部を改正する法律
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律
学校教育法の一部を改正する法律
社会教育法の一部を改正する法律
、今二十九日、井上参議院議長から綿貫議長あて、参議院は閉会中次のとおり委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。
内閣委員会
一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査
総務委員会
一、行政制度、公務員制度、地方財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査
法務委員会
一、法務及び司法行政等に関する調査
外交防衛委員会
一、外交、防衛等に関する調査
財政金融委員会
一、財政及び金融等に関する調査
文教科学委員会
一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査
厚生労働委員会
一、社会保障及び労働問題等に関する調査
農林水産委員会
一、農林水産に関する調査
経済産業委員会
一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律

林業基本法の一部を改正する法律
林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律
森林法の一部を改正する法律
個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律
土地収用法の一部を改正する法律
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律
学校教育法の一部を改正する法律
社会教育法の一部を改正する法律
、今二十九日、井上参議院議長から綿貫議長あて、参議院は閉会中次のとおり委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。
内閣委員会
一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査
総務委員会
一、行政制度、公務員制度、地方財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査
法務委員会
一、法務及び司法行政等に関する調査
外交防衛委員会
一、外交、防衛等に関する調査
財政金融委員会
一、財政及び金融等に関する調査
文教科学委員会
一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査
厚生労働委員会
一、社会保障及び労働問題等に関する調査
農林水産委員会
一、農林水産に関する調査
経済産業委員会
一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査

国土交通委員会

、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査
環境委員会
一、環境及び公害問題に関する調査
予算委員会
一、予算の執行状況に関する調査
決算委員会
一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査
行政監視委員会
一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査
議院運営委員会
一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件
災害対策特別委員会
一、災害対策樹立に関する調査
沖繩及び北方問題に関する特別委員会
一、沖繩及び北方問題に関する対策樹立に関する調査
国会等の移転に関する特別委員会
一、国会等の移転に関する調査
金融問題及び経済活性化に関する特別委員会
一、金融問題及び経済活性化に関する調査
政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会
一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査
(議案通知)
、今二十九日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。
漁船法の一部を改正する法律案
(議案通知書受領)
、今二十九日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相

互承認の実施に関する法律案
林業基本法の一部を改正する法律案
林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案
森林法の一部を改正する法律案
個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律案
土地収用法の一部を改正する法律案
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案
学校教育法の一部を改正する法律案
社会教育法の一部を改正する法律案

道路特定財源の見直しなどに関する質問主意書
(原陽子君提出)及び答弁書
沖縄県島尻郡小禄村大字大嶺の土地(旧日本海軍那覇飛行場用地・現那覇空港の一部)所有権回復に関する質問主意書(仁保台 君提出)及び答弁書

自衛隊における私的サークルの刊行物及び部内資料の国政調査活動における活用に関する再質問主意書(金田誠一君提出)及び答弁書
火力発電所の排煙による梅の立ち枯れ及び人体への影響に関する質問主意書(吉井英勝君提出)及び答弁書

「秘密漏えい事件調査報告書」に関する再質問主意書(金田誠一君提出)及び答弁書
コラン廃棄事件(富山県)に関する質問主意書(首藤信彦君提出)及び答弁書
国政調査活動に関わる行政情報の提供と情報公開法との関連に関する質問主意書(金田誠一君提出)及び答弁書

防衛庁の秘密保全体制の現状に関する再質問主意書(金田誠一君提出)及び答弁書
関西電力によるアメリカへの劣化ウランの無償譲渡に関する質問主意書(北川れん子君提出)及び答弁書
政府における公共投資のGDP比の縮小方針に

関する質問主意書(長妻昭君提出)及び答弁書
民間都市開発推進機構に関する再質問主意書(川田悦子君提出)及び答弁書
北海道静内町立特別養護老人ホーム静寿園における殺虫剤散布に伴う健康被害に関する質問主意書(金田誠一君提出)及び答弁書
周辺事態安全確保法と戦争の違法化の關係に関する質問主意書(金田誠一君提出)及び答弁書
中城湾港泡瀬地区開発事業に関する質問主意書(東門美津子君提出)及び答弁書
JCO臨界事故に関する質問主意書(北川れん子君提出)及び答弁書
警視庁立川少年センター臨床心理士の発言に関する質問主意書(菅原喜重郎君提出)及び答弁書

外国人登録証の常時携帯提示義務等に関する質問主意書(北川れん子君提出)及び答弁書
安保条約第六条の解釈に関する質問主意書(東門美津子君提出)及び答弁書
廃棄物処理法の弾力的運用に関する質問主意書(阿部知子君外一名提出)及び答弁書

個人情報保護の保護に関する法律案に関する再質問主意書(北川れん子君提出)及び答弁書
核燃料輸送問題に関する質問主意書(首藤信彦君提出)及び答弁書
出入国管理及び難民認定法における退去強制手続に関する質問主意書(北川れん子君提出)及び答弁書

総理大臣の靖国神社参拝に関する質問主意書(伊藤英成君提出)及び答弁書
有明海再生のための諫早湾干拓事業中止と早期水門開放に関する質問主意書(小沢和秋君外一名提出)及び答弁書
乳幼児向けおもちゃの安全性の確保に関する質問主意書(原陽子君提出)及び答弁書

石狩川及び千歳川の治水対策に関する質問主意書(児玉健次君提出)及び答弁書
西暦二千年における自衛隊の不祥事案に関する

質問主意書(金田誠一君提出)及び答弁書
「小泉内閣メーリングマガジン」の違法性に関する質問主意書(中井治君外一名提出)及び答弁書
千島ヶ嶺戦没者墓苑の改善と国立墓苑に関する質問主意書(保坂展人君提出)及び答弁書
児童虐待防止法の運用に関する質問主意書(植田至紀君提出)及び答弁書
政府機密費に関する質問主意書(島路君提出)及び答弁書
内閣総理大臣の公的な資格での靖国神社への参拝等に関する質問主意書(辻元清美君提出)及び答弁書

道路特定財源の一般財源化に関する再質問主意書(長妻昭君提出)及び答弁書
国会に提出される閣法案文の公開に関する質問主意書(長妻昭君提出)及び答弁書
国務大臣の未公開株保有問題に関する質問主意書(保坂展人君提出)及び答弁書
ステイプンス・ジョンソン症候群問題の解決に関する質問主意書(保坂展人君提出)及び答弁書

医道審議会のあり方に関する質問主意書(阿部知子君提出)及び答弁書
公益性が著しく失われ、臓器あっせん機関として失格と考えられる日本臓器移植ネットワークに関する質問主意書(阿部知子君提出)及び答弁書
医師会・歯科医師会と政治団体との不適切な關係に関する質問主意書(阿部知子君提出)及び答弁書

欧州連合のたばこ規制指令への対応に関する質問主意書(阿部知子君提出)及び答弁書
ケニア共和国、ソンドウ・ミリウ水力発電事業に関する再質問主意書(保坂展人君提出)及び答弁書
国民資産である年金の会計処理に関する質問主意書(保坂展人君提出)及び答弁書

「水余り」と「水資源開発促進法」および「水資源

開発公社」に関する質問主意書(原陽子君提出)及び答弁書
ケニア共和国ソンドウ・ミリウ水力発電事業に関する再質問主意書(首藤信彦君提出)及び答弁書
日本政府のカンボジア援助方針に関する質問主意書(首藤信彦君提出)及び答弁書
検事らの待遇と死刑執行などに関する質問主意書(保坂展人君提出)及び答弁書
ミサイル防衛構想、集団的自衛権に関する質問主意書(土井たか子君提出)及び答弁書
(會議録追録に掲載)

衆議院會議録第三十七号中正誤
ページ 段行 誤 正
九四三 推進等のための 推進等のための
三四末 図るよう 図るよう
発行所 東京 五反田 八四四五 目 電話 03 (3587) 4294 定価 本号 部 本 部
財務省印刷局